

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

市長より発言を求められていますので、市長、よろしくお願いします。

市長、発言を許します。

○市長（福井祐輔君） 昨日の橋本議員の一般質問の答弁の中で、補助金の件で鈴木議員が来たというふうに申し上げましたけど、誤りでした。正しくは、中村議員でございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

以上です。

---

◎一般質問

○議長（小泉孝敬君） 日程により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位9番。1、新庁舎建設と洪水対策について。2、パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業及びメガソーラー事業への対策について。3、まちづくりと黒船祭について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の沢登英信でございます。ただいまより議長紹介順に一般質問の趣旨説明をさせていただきます。

新庁舎建設と洪水対策についてでございます。

静岡県は全国的に水害が頻発していることから、水防法に基づき、稲生沢川の洪水浸水想定区域図を2019年3月15日に公表をいたしました。下田市役所より上流の深根橋を通過し、沢端橋に至ります流域のこの破堤は、左岸45か所、右岸39か所、計84地点から洪水が起こるということを想定しているわけであります。洪水浸水深は最大3メートルから10メートルになろうかと思いますが、新庁舎建設予定地は最大浸水深は1メートルから2.5メートル、落合浄水場は3メートルから10メートルになるとしております。河内の市営住宅付近の流域では5メートルから10メートルの状態、流出家屋も想定をしているところであります。浸水継続時間は12時間未満となっているわけであります。

下田市は津波浸水から安全な場所への移転を進めるとしまして、稲生沢中学校北側の国道より3.5メートルも低地であります私有地8筆、4,523平米を1億5,575万円余で買収をし、新庁舎建設を現在進めているところでございます。

しかし皆さん、水没する新庁舎では三十数億円をかけ移転新築する意味が本当にあるのかと、こういう疑問が出てこようかと思うわけであります。しかも、これらのことは強行するということが許されないことではないかと思えます。公聴会を開いて市民の意見と知恵を結集をする、そういう時間が必要ではないかと思えますが、市長の所見をまず伺いたいと思えます。

そこで、水没する新庁舎建設予定地への建設と浸水対策についてお尋ねをいたします。どのような対策や設計変更を行おうとしているのでしょうか。台風によります水害等は前もって予測できるので、新庁舎1階に配置されている建設課、産業振興課、あるいは観光交流課は、2階、3階の会議室等に移転し、対応すると、こういう答弁を頂いているわけでありますが、それなら初めから2階、3階に配置替えをしておいたほうがよいのではないかと思うわけでありますが、いかがでしょうか。

建設予定地は岩盤までその深度は35メートル、浅いところでも20メートルから25メートル、すり鉢状になっており、中心部には地下水が流動してる可能性がある、深度20メートル付近までは液状化の危険があるとボーリング調査の結果は記しているわけであります。長さ29メートルものくい、当初のボーリング時点では48本としておりましたが、八十数本を打ち込むと、こういう工事で、新庁舎は安全でも1階部分の地面は液状化でどうなるのかと、ぐじゃぐじゃになってしまうのではないかと、こういう心配があるわけであります。そして皆さん、地下のことは工事をしてみなければ分からない。1億5,000万円余の地下工事に費用をかける予定であろうかと思えますが、その金額で済むかどうか分からないという内容が含まれているのではないのでしょうか。安く安全で防災拠点となり得る新庁舎を果たして建設することができるのか、洪水での浸水域は、稲生沢川河口より9キロの稲生沢川水系に及ぶとしているわけであります。したがって、新庁舎の周りは水没地帯で、庁舎に入ることも出ることも、その期間はできないという状態となるわけであります。新庁舎の建設は今こそ立ち止まって考えるべきときであると私は思います。

また、熱海市は平成26年3月、鉄骨造で5,700平米、4階建てであります、16億2,000万円です。南伊豆町は平成24年3月、同じく鉄骨造で、2,994平米、3階建て、8億8,400万円です。河津町は平成15年2月、1,833平米、2階建て、6億4,400万円

であります。下田市は5,081平米、3階建て、三十数億円という状態になっていようかと思うわけであります。そして、人工地盤等を含めると5,900からの面積になると。この人工地盤や地盤への費用が大変費用を引き上げているということは明らかであろうと思うわけあります。こういう状態の中で、どういう訳で入札の不調になったのか、その原因と責任について明らかにしてまいらなければならないと思うわけであります。その点を当局にお尋ねをいたします。

次に、落合浄水場の浸水で、全市内の断水の危険が指摘せざるを得ないと思うわけあります。また、河内市営住宅付近は最大10メートルの洪水に襲われると、周辺の家屋、数十軒も倒壊、流出する危険があるということが予想されているわけであります。このような事態に対し、どのような対策を取ろうとしているのか、避難路や避難場所、あるいは地域住民との打合せ、地域防災会との打合せは現在どのように進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目としましては、稲生沢川水系をはじめまして、大賀茂川、平滑川、敷根川等の水害被害想定と水防計画も必要であろうと思います。どのように具体化をしようとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業についての市長及び市当局の対応についてお尋ねをいたします。

令和元年12月25日の伊豆新聞及び静岡新聞によりますと、福井市長は、令和元年12月24日の定例記者会見で、南伊豆洋上風力発電事業計画について、好ましくないという姿勢を示されました、こう報道されております。反対の姿勢を示されたことに敬意をまずもって表したいと思うわけであります。

しかし、市長は市議会の一般質問では、9月議会では、魚礁になるかもしれないので、今、賛否を定めることは拙速という答弁でございました。12月定例市議会の一般質問では、科学的な根拠なしには判断できないと、こう答弁をされました。定例記者会見では、私の考えは意見書に集約されており、反対は当初から変わっていないと、こう発言をしたとされているわけであります。事実だとすれば、これは本当に議会での発言事実と違うわけであります。議会での答弁と違うことを記者会見で言い繕うようなことは、市長としては言うてはいけな、してはいけな、私には思っているわけあります。まず、市長の弁明を求めたいと思うわけあります。

さらに、どのような科学的根拠に基づき、好ましくないという判断をされたのか。判断が

狂わないように念を押してお尋ねをしたいと思うわけでございます。反対の意思は、9月7日付、県知事に提出した意見書に集約されているとされておりますが、どのように集約されているのか、改めてお尋ねをいたします。

市長及び市当局は、事業に反対ということであれば、反対の立場から事業者に市民向けの説明会を開催をするという取組が必要ではないでしょうか。洋上風力発電事業の問題点等を明らかにするシンポジウムも市が開催すべきと思います。また、他市でも洋上風力の問題は問題として持ち上がっておりますので、他市の自治体、あるいは反対をしている人たちとの交流会を企画をする、こういうことも市長に求めたいと思うわけでございます。福井市長及び市当局はどのように反対の立場から活動を進めようとするのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

また、メガソーラー事業の下田市の現状について、引き続きお尋ねをいたします。市内のメガソーラー、いわゆる1万キロワット以上の事業は、加増野の株式会社雅、これは恐らく20メガワット。田牛地区のエイト株式会社、1.71メガワット、工事中でございます。箕作の株式会社イノベック、これは0.95メガワットでございますが、大沢字檜沢の大樹合同会社、1.1736メガワット。そして皆さん、加増野では株式会社R E - R E、日新メガソーラー合同会社、佐川太陽光発電株式会社がそれぞれ約10メガワットの事業計画を計画しているところでございます。さらに河津逆川メガソーラー、26メガワットを計画し、ゼニキャピタル合同会社でございますが、この会社が別の会社に事業を譲渡されたらと、こういうことも聞いておりますが、当局はどのように把握されているのか、お尋ねをしたいと思います。

下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例では、モジュールの総面積が1.2ヘクタール以上のものは同意をしないということになっております。加増野地区ではこの3か所、それぞれが10倍近くもの規模でございます。このことを市当局はどのように考え、指導をされていくつもりなのか、お尋ねをいたします。

さらに株式会社雅は、加増野ゴルフ場跡地20ホールに、それぞれ恐らく1メガワットのソーラーモジュールを設置し、4月から発電計画にしているわけであります。発電事業は、恐らく雅ではなく、ほかの会社になると私は予想をいたします。これが投機対象というようなことになると、ホールごとに売られてしまう、こういう心配をしているわけであります。管理する会社がなくなり、土砂や泥水の対策をどうするのかということが20年間に少なくともわたって検討をしなければならない、こういうことになるわけであります。そして、この事業によります固定資産税、このような被害が資産税で賄えるのかどうか、こ

ういう観点からも固定資産税は幾らになり、誰がこの固定資産税を払うことになるのか、現時点で明らかであれば明確にさせていただきたいと思うわけであります。

そういう観点から、豊かな自然と水源保全の観点からも、この協定書を市はこの会社と結んで、20年間の管理体制を明確にしていくということが必要ではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

3点目としまして、まちづくりと黒船祭について質問をいたします。

福井市長は、市長に就任された最初の黒船祭に当たりまして、米使ペリー提督にちなんだ「ぺるりん」とは何事かと、こう言われました。市民感覚と違う違和感を感じられたのでしようが、この違和感は今日、市長自身として納得をされていると思いますが、どうか、まずもってお尋ねしたいと思います。

北朝鮮のミサイルが飛んでくるのでということで、日本で最初のこの避難訓練を須崎地区で行いました。平和都市宣言をしている、この下田市の精神からいきますと、避難訓練ではなく、核に頼らない世界の平和を求めていく、こういう姿勢こそが私は必要ではないかと思うわけであります。

さらに下田市で二十歳になる若者の名簿を自衛隊の募集のために送り続けているようなことは、ぜひやめていただきたいと思うわけであります。

そして80回の黒船祭におきましても、式典のさなかに爆撃機といますか、練習機といますか、航空自衛隊の飛行機が、祭典のさなかに爆音を募らせて飛行してくる、このようなことであってよろしいのかと思うわけでございます。

福井市長は、下田市の市長であっても下田市民ではないのではないかと、こういう疑問を持たざるを得ないと思うわけであります。市民の心を我が心とする、この努力を一層、福井市長に求めたいと思うわけでございます。

第81回黒船祭に当たりまして、5月開催日を11月に変更したいと市長は言いました。その経過を明らかにしていただきたいと思います。誰の発意であったのか、何の目的で、どういう手続が踏まれて合意形成に至ったのかと、至ろうという努力をしたのか、ここが私は大事ではないかと思うわけであります。

令和元年11月15日、議会事務局より黒船祭関係の時期についてという文書を頂きました。アメリカ大使館、米海兵隊、海上自衛隊の一部は秋の開催においても参加できるが、米海軍からは音楽隊の派遣は可能であるが、艦の派遣は困難との回答を頂いたと、したがって中止である、こういう文面であったかと思うわけですが、米艦が来る来ないで黒船祭ができるで

きないという判断がどこから出てくるのかと私は思うわけであります。どういう形でこういう判断をされたのか、改めてお尋ねをしたいと思うわけであります。

昨日の、あるいは一昨日の中村、橋本議員の御質問によりまして、昨年の11月12日の下田商店会連盟関係者5名とのお話の内容が明らかになり、市長も真意と違うと、その事実を認め、反省をしてると、こう理解してよろしいかと思いますが、そういう理解でよろしいか、まずお尋ねをしたいと思うわけであります。

黒船祭は市主催の公式行事であり、民間は担い手ではないと、この発言は市民を排除するものではない、市民の協力を得たいんだと、ここに市長の真意があろうかと思いますが、市主催の公式行事であり、民間はその担い手ではないという、この表現は誤解を与えやすいと思うわけであります。一昨日、昨日の一般質問の答弁からいきますと、市長の真意はここにはないと。公式行事の式典やパレードというのは、なくてはならない1つの柱であると思いますが、市民の参加も市民のお祭りだと、市民が豊かになるお祭りであると、国際平和に貢献する祭りである、あるいは日米の先賢の顕彰を行う祭りである、この三本柱の1つだけを強調し過ぎますと誤解を生じるということになるかと思うわけであります。そういう形態からいきますと、やはり81回を迎える黒船祭をみんなで支え、豊かなお祭りにしていく、こういう観点が必要で、ぜひとも市長の誤解は解いていただきませんか、お祭りが成功しないと、こういうことになるかと思うわけであります。

こういう考えからいきますと、市長をはじめ、黒船執行会のそれぞれの役員、下田市議長の小泉議長、商工会議所の会頭の田中 豊氏、あるいは観光協会の山田さん等を連れ立って、この開国市の役員の皆さんと話し合いをして誤解を解くと、そして本当の意味での市民のお祭りにしていく、こういう姿勢を市長に求めたいと思うわけでございます。ぜひとも市議会といたしましても、商店街開国市に参画している橋本副議長、中村議員もいることですので、議会を挙げて誤解を解いて、豊かな81回の黒船祭ができますようお願いをしたいと思うわけであります。

そして、そのポイントは、何といたしましても市長の発言が、誤解が基だということでございますので、市長にその点の弁明をしていただくと、こういうことが必要ではないかと思うわけであります。

そして、黒船祭の在り方については、私もいろいろ疑問を持っているところでございますが、黒船祭の始まりのこともということで御紹介をしたいと思うわけであります。森 義男さんが黒船祭の始まり、あるいは土橋一徳さんが森 義男さんから聞き取った記事が50回

記念誌に出ておりますので、皆さんのところに配付をさせていただいております。当時の下田町は職員が20人不足であったと、昭和8年8月、下田市長、鈴木寅之助さんの下の助役となりました森 義男さんは、東京農大の講師をされていた平野屋の旦那さん、鈴木貞雄さんが家業を継ぐということで下田に戻ったのを機会に、2人で語らい、下田開港80周年となります昭和9年に、神戸まつりをヒントにして下田の観光活性化案をつくり上げたと、こう言っているわけであります。当時は観光下田の黎明期で、陸では東海自動車伊豆の紹介に努力し、海では東京湾汽船が大島・下田を売り出し、雑誌「黒船」「伊豆報知」「下田之友」等の地元の新聞や雑誌が観光下田を論じていたそうであります。

主催は下田保勝会、今でいう観光協会であります。この保勝会の会長は、当時は市長であります。副会長が鈴木貞雄さんであります。協賛は柿崎保勝会、後援に東京湾汽船、東海自動車、河津川水力発電という構想で、この3社から700円ずつもらって、二千幾らの予算でやろうと、こう考えていたようであります。

鈴木貞雄さんと森 義男さんは、2人そろって東京日米協会に援助を求めた。しかし、下田の宣伝をするためのお祭りかと蹴られてしまったと、こう言っているわけであります。そして、ジャパンツーリストビューローの教宣部長でありました山中忠雄さんに相談をし、開港先賢慰霊祭という柱を立てなさいと、こう指導を受けたそうであります。そして東京湾汽船、当時の専務、その後、社長になられた林甚之丞さんが、日本工学倶楽部に日米関係の有力者を集め、意見を求めた結果、国民外交としても意義のある催しであるということで賛を頂き、下田市の観光宣伝、いわゆる開港80周年が1つの柱、そして開港先賢慰霊祭が大きな2つ目の柱、そして国民外交を祭りの三本柱としたと、こう言っているわけであります。そして4月の7日から22日まで、14日間、最初、第1回は会場、下田小学校、了仙寺、玉泉寺において開催をされた。

1つは、開港先賢慰霊祭、これは江川英龍、あるいは吉田松陰、ペリー、ハリス、プチャーチンの先賢慰霊をしたというわけであります。そして、アメリカンスクールの子供たちや海洋少年団も来たそうで、公園下では大きな牛1頭を使ったすき焼きをしたということも記されているわけであります。第2点目としまして、仮装ちょうちん行列をやったと。3点目として、開港記念展示会をやったと。

この1回目のこれらの企画が、それぞれ形は違ってきておりますが、一定の部分が引き継がれてきているという具合に思うわけであります。黒船祭を日米の軍事祭典にするのではなく、下田開港に尽くした先賢の顕彰、日米親善はもちろん、世界の平和と国際親善に寄与す

る、そして市民のお祭りにしていく、こういうことが私は必要ではないかと思うわけでございます。

こういう観点から、ぜひとも議員の皆さんの御賛同も得て、市長の後押しをして、黒船祭が盛大に行われますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員の御質問にお答えします。

一番最初に新しい市庁舎の建築についてでございますけれども、非常に水没、水没と言われると、非常に耳障りであります。全部が市役所が沈むような感じになっておりまして、実際には浸水という言葉を使っていたらいいと思うんです。1メートルから2.5メートルでございますので、全部が沈むわけじゃございませんので、そういう浸水については、これから設計でいろいろ補っていくというふうに考えております。

また、今回出されました土砂災害、洪水ハザードマップは、市でもこれから市民の皆さんに配付するんですけども、それは100年に一度の雨量の、それ以上の降雨があった場合ということでございますので、そういう頻度のことも考えていただければというふうに思っております。

2番目に、パシフィックエナジーの洋上風力発電につきましては、私は最初から反対だということを申し上げたくて新聞の記事になったということでもありますけれども、詳しくは県知事に発出しました9月9日付のものでありますけれども、騒音、超低周波音、風車の影、景観、神子元島の文化財、生態系、防災、船舶航行への影響等の自然環境、生活環境に対し、重大な影響を与える可能性があることから、強い懸念を持っているということで、したがって、好ましくないというふうに言ってるわけでございまして、これを新聞記者の御質問がありましたので、繰り返し述べさせていただいたものであります。

また、科学的根拠に基づいてというのは、これは恐らく報告書になると、いろんな環境影響評価するとき、いろんな根拠が出てくると思います。それに基づいて反対するという意味でございますので、御理解していただきたいというふうに思います。

そして、次に、黒船祭の件でございますけれども、今朝の新聞記事、女房もいて大変怒られまして、大変深く反省してるところでございますけれども、和解といっても、やっぱり市民に楽しんでいただけるというふうな祭りにしなきゃいけないと思ってるんですけども、や

はり経理上の話は、これ明確にさせていただかなきゃいけないというふうに思ってるんです。数点ありまして、平成29年度、79回の黒船祭のときは、K I Z U N A 広場ステージ音響、音楽関係、30万円、これ支出してるんですけども、その払った支出先の領収書がないんです。例えば音響設備にオペレーター3人、18、19、20日分、これ13万円払ってるんですけども、これ一人一人の領収書がないんですね、誰がもらったとかというのは。そして、ステージ司会者への3名の謝礼も領収書がないと。楽器のレンタル、弁当代、こういうのも受けた人が支払ってると思うんですけども、その領収書がないということでございます。

そして同じく、29年度は会議費と称して、実行委員会反省会、17名の飲食代、4万2,200円が支出されてると。そして同じく29年度、ゆるキャラスタンプラリー経費、4万9,900円に領収書がなくて、名前もない、誰がもらったのか、そしてそれをどこへ使ったのかという領収書もございません。

平成30年度、第79回の黒船祭でございますけれども、飲み物、これビール売上げの販売利益の2分の1がほかの集団と折半をしている、不思議なんですね。予定価格が3万円を超える支出の見積り合わせが一切されてない。そして30万円を超える支出に際して、写真を撮る、納品書等の証明書類の添付がないということでございます。これを全部解消していただければ、私はしっかりと和解なり、しっかりと開国市の皆様にもお願いして、やっていただかなきゃいけないというふうに思ってるんですけども、これをぜひ明らかにしていただきたいということでございます。

また、黒船祭、軍事色になってるんじゃないかということもございますけども、先賢がペリー提督であったり、プチャーチン提督でございますので、どうしても軍人の顕彰ということもございますので、特にまた海軍でありますので、そういう方たちがやっぱり来ていただかないと、黒船祭の大きな部分が失われるんじゃないかというふうな認識を持っております。そのところは、特に始まったのが1934年ですから、昭和9年でございますして、当時、やはり日本は、満州事変が1931年だったですかね、起こりまして、そして1932年に満州国を併合すると。それはもう世界からすごいバッシングを受けまして、日本が孤立をしていく原因になったわけでございますけども、1933年に国際連盟を脱退をしてると。そういう世界が不安定になって、日本が孤立化してる、それにアメリカがこういう先賢を顕彰しようということで、その手を差し伸べて、日本からも働きかけもありましたけれども、そういう国際平和を念願するという意味で始まったものでありまして、その趣旨をしっかりと継承していただかなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それでは私のほうからは、新庁舎の建設と洪水対策についての、水没する新庁舎予定地と浸水対策について、安くて安全で防災拠点となり得る新庁舎なのか、入札不調の原因と責任についてにお答えさせていただきます。

まず新庁舎の建設と洪水対策についてのうち、水没する新庁舎予定地と浸水対策についての質問でございますが、昨年の12月定例会の沢登議員の一般質問にも回答させていただきましたが、静岡県より公表された稲生沢川の想定最大規模降雨による浸水想定における新庁舎位置は、最大浸水約2.2メートルと想定しており、1階は浸水しますが、2階以上は浸水外となります。

なお、公聴会について御提案頂いたところでございますが、既に公開質問状にて公開で説明している状況でございますので、公聴会については考えていない状況でございます。

次に、どのような対策や施工変更という御質問についてですが、災害時の指揮系統を担うエリアを浸水外の3階に集約、電気、給排水などの設計類は屋上等に設け、浸水する1階部分にあるポンプなどの機器類も、現在検討中でございますが、かさ上げ等の浸水対策をし、1週間程度の施設機能を維持できる計画としております。

次に、2階、3階に配置替えという御意見がございましたが、1階の執務室は約200平米及び書庫40平米、災害対策本部110平米、委員会室が100平米、議会場200平米の広さがあり、それは2分の1に相当するため、庁舎の機能を維持しつつ上の階に入れるスペースが足りない状況と考えております。

次に、建設予定地の地質状況における32メートル付近の地下水流動対策についてですが、一部くい打設時に漏水の可能性があるため、坑内安定策をとった打設方法を検討しております。

また、1階地面が液状化でぐちゃぐちゃになるのではという御質問についてですが、液状化は大地震に起因し、揺れにより地盤の圧密沈下や不同沈下を起こす現象でございますが、これに対して建物は支持層までのくい支持できます。また、建物周辺の地盤は表面から二、三メートル下にN値40程度の層が約5メートルから7メートルあり、こちらにつきましては軽量の構造物では支持層になり得るため、液状化の可能性は低いのではないかと想定しているところでございます。

続きまして、安く安全な防災拠点となり得る新庁舎なのかという御質問でございますが、

水没により職員が出ることも入ることもできない、建設は立ち止まるかについての質問についてでございます。最大水深の想定時間は2時間から3時間ですので、その間は外部へ出ることができなくなります。その後の道路啓開は道路管理者に頼るしかございませんが、場所がどこであれ、市内を分断する稲生沢川周辺は大なり小なり同じ状況になると想定しております。そのような場合にも待機する職員でいち早く災害対策活動できることを可能とする施設だと考えております。

また、立ち止まるべきとの質問でございますが、抜本的な設計の見直しが必要になると、緊急防災・減災事業債の適用期限である令和2年度の着工が見込めない状況となります。これらも含めまして、早急に安全・安心な庁舎建設をすることは喫緊の課題であるため、現計画での推進を考えてるところでございます。

また、安くという御質問についてですが、本会議の令和2年度一般会計の議案において、建設工事費の増額を上程しており、全体建設工事費は29億2,000万円としております。計画延べ床面積が約5,900平米ですので、1平方メートル当たり49万5,000円となります。近隣の市町の状況を議員から御提示頂いたところでございますが、当方のほうで近年、平成20年度以降の全国の市町の庁舎建設の状況を調査いたしました。12件ほど確認できました。結果、1平方メートル当たりの建築単価は40万8,000円から65万1,000円、平均49万3,000円という結果となっております。建設箇所の位置条件や施設規模が異なりますが、比較すると、下田市の庁舎建設工事費は平均的な価格となっております。

また、実施に対する安全の確保のため、耐震性を一般的な建物の1.8倍としており、これは建物重要度と地域割増しによるもので、当然、基礎を含む建物のフレームは通常より高価なものとなっております。そのような下田市の立地等の条件を勘案すると、決して高価な計画ではないと判断しているところでございます。

次に、入札不調の原因については、東京オリンピック・パラリンピック関連の官民建設工事の影響により、人件費が鉄類の資材等の高騰に加えて、昨年の台風第15号・第19号や2025年の大阪万博を控え、価格が高止まりをしており、想定を上回ったと分析しております。

入札不調については、そのような社会情勢の変化が予測できなかったことは大変残念な結果だと思っているところでございます。

私は以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、落合浄水場の洪水対策につきまして御質問を頂

いておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

落合浄水場につきましては、静岡県が発表した洪水浸水想定では、議員おっしゃるとおり、落合中心部におきまして3メートルから5メートル以下、汚泥天日乾燥床におきましては、地盤が低いため、5メートルから10メートルと想定してございます。

浄水場機能はほとんどが2階に設置してございまして、浸水はなく、浸水が想定されるのは、送水ポンプ4台と薬品の装置関係及び取水施設の浸水が想定されるところでございます。

洪水対策につきましては、県に河川改修の要望等を行うとともに、浸水被害がもたらすあらゆる影響を調査し、対策方法を今後の課題として考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは私のほうからは、上河内の市営住宅の洪水対策と市内のメガソーラーの関係について答弁させていただきます。

まず、上河内市営住宅の洪水対策につきましては、ハード的な対応は検討しておりませんが、新たに作成される土砂災害洪水ハザードマップにより、迅速かつ安全な避難ができるよう、入居者への周知徹底を図ってまいります。

次に、市内のメガソーラー事業の現状についてですけれども、市内のメガソーラー事業につきましては、議員御指摘のとおり、加増野の株式会社雅、田牛のエイト株式会社がそれぞれ下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく実施計画承認申請、承認の手続を経て工事が実施されております。いずれも指導要綱に基づいて指導を行っておりますが、これは土地利用事業に関しまして必要な基準を定め、適正な施工を誘導するものであり、あくまで指導要綱であるため、罰則等はなく、要綱上の基準や事業計画承認に付した条件等について、法的拘束力を持つものではありません。しかしながら、この指導要綱は法令で規制されない部分につきましては一定の基準を設け、法令に基づく許認可等の申請の前に事業計画承認の手続を行うことで、災害防止や良好な生活環境の確保を目的とするものでありますので、事業計画承認後も防災工事の着手等の届出を求め、必要に応じて指導を行っております。

また、工事完了後の売買につきましてはですけれども、指導要綱で地位の承継承認の手続を求めているほか、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の第11条におきましても、管理の方法の変更の届を義務づけておりますので、別途協定等の締結は検討しておりません。

その他、箕作や大沢や加増野の3社の計画についてですけれども、こちらは相談を受けた

経過はございますが、加増野の3社につきましては、条例の同意の上限、議員の御質問にもありましており、モジュール総面積1.2ヘクタールを超える計画だということなので、条例上、絶対同意はできませんよという旨は再三伝えておるところでございます。大沢につきましては、事業者が替わっているようですけれども、同意可能な規模への計画の見直しを検討しているようでございます。いずれの案件も同意申請に至るまでの計画がまだまとまっていないようでありまして、相談を受けてる段階でありますので、御報告をできるような内容はございませんけれども、今後も指導要綱及び条例の規定により適切に対応してまいりたいと思っております。

河津町の逆川のメガソーラー事業の計画につきましては、河津町もうちと同様の条例がございますので、その条例に基づきまして、河津町が適切な指導を行っていると同っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、洪水浸水想定が公表されました稲生沢川だけでなく、大賀茂川、平滑川、敷根川等についても水防計画を考えるべきではないか。それから、想定だけではなく、市民のこれまでの経験を生かした意見を反映した対策を取るべきではないかについて答えさせていただきたいと思えます。

稲生沢川におけます最大規模の洪水浸水想定公表を受けまして、新たに浸水想定区域に入った避難所等につきましては、見直し作業を進めております。大賀茂川等ほか2級河川につきましては、県により令和2年度末までに浸水想定が出されると予定を伺っておりますので、稲生沢川以外の2級河川におけます計画に関しましては、公表される浸水想定結果を見て、同様に見直しを進めてまいります。

浸水想定範囲が広がったとしても、重要なことは日頃の備えと早期避難ということに変わりはありませんので、そうした防災意識の啓発に努めてまいります。

それと、市民の皆様の意見を取り入れることにつきましては、今年度取り組んでおります土砂災害洪水ハザードマップの作成に伴い、浸水想定区域内の地区によりますワークショップを開催し、また浸水想定区域外の地区に当たっては、自主防災会長の皆様に公表された浸水想定区域以外の危険な箇所や浸水する箇所、その他ハザードマップで多くの方に注意を促すべきこと等の意見を伺い、それらを反映させたハザードマップの作成を進めております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） それでは私のほうから、南伊豆洋上風力発電事業の対応というところで、反対の意思は意見書に集約されているとされるが、どのように集約されたのかという質問でございますが、計画段階、環境配慮書に対する市の意見書につきましては、生活環境や自然環境の各分野を所管する関係部署からの環境保全の見地から意見を求めており、市民生活に影響を及ぼすおそれのある幅広い項目について意見を取りまとめて作成したものでございます。

環境影響評価の意見書は、賛否を明らかにするものではありませんが、自然環境、生活環境に対し、重大な影響を与える可能性があることから、それらを強い懸念として意思表示をしたところでございます。

続きまして、反対の立場から事業者に向けて説明会を開催する必要があると思うがということなんですが、12月定例会でも申し上げたとおりでございますが、環境影響評価表に基づき、今後、方法書、準備書の段階において、事業者による市民向け説明会の開催や住民からの意見聴取も複数回行われることが予定されているところでございます。

続きまして、問題点を明らかにするため、市主催のシンポジウムなどを行うべきということなんですが、これもまた12月定例会で申し上げましたが、今後説明会や意見聴取など、複数回行われることとなっております。また特定の事業に関して、市主催によるシンポジウムや学習会の開催は考えていません。

続きまして、他市との取組など、交流が企画されるべき、どのような行動を進めようとしているのかということでございますが、本事業による影響を受ける市町とは事務レベルで情報共有や情報交換を行い、それぞれの市町の対応等を参考としつつ対応しており、今後も対応は同様に考えておるところでございます。

続きまして、逆川のメガソーラーのゼニキャピタル合同会社は別の会社に事業が移されたのかという御質問でございますが、ゼニキャピタル合同会社が事業を譲渡したという情報は下田市には一切入っておりません。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） 私のほうからは、メガソーラーに関します固定資産税の見込みの関係について触れさせていただきたいと思いますが、加増野ゴルフ場跡地へのメガソーラー事業計画につきましては、当初、平成30年代における設備の完成を目指していた模様でござ

ざいますが、送電設備等の整備に遅れが生じているというようなことで、現在まで稼働していない状況です。当該施設が完成し、発電施設として稼働いたしますれば、償却資産として固定資産税の課税の対象となりますけれども、一般的な建設計画から試算をしまして、仮に取得価格を50億円というふうに想定いたしますと、当該事業が平成28年度の税制改正前の認可を受けた事業として課税標準の特例が適用されるものと想定した場合には、それらの関係から試算をいたしますと、稼働後1年目につきましては4,000万円程度の固定資産税が課税されることになるのではないかとこのように見込んでおるところでございます。

また、発電設備に関しましては、償却資産ということでございますので、償却率に応じまして課税標準額も毎年下がっていくこととなりますけれども、20年後におきましても施設の残存価格は約4億円と見込まれるものでございまして、固定資産税としては20年後におきましても、約500万円の税収が見込まれるのではないかとこのように試算をしております。このようなことから試算いたしますと、20年間で約4億円の固定資産税が課税されるのではないかとこのように想定をしておるところでございます。

一方、当該施設整備の進捗状況につきましては、税務課のほうにおきましても、年に数回、現場のほうを訪問いたしまして、業者とともに現地確認をしておるところでございます。発電設備につきましては、まだ稼働状態には及んでいないと。ですが、発電設備用の用地につきましては、令和元年中に設備の設置自体は終了しているというふうに認められますことから、令和2年度分の課税からについてですが、土地についての課税を山林・原野等から主に雑種地への見直しを行うこととしております。

また、誰に課税をするのかということに関しましてですが、施設の整備会社と管理会社がどうなるのかということは別といたしまして、税務課といたしましては、土地につきましては土地所有者、また償却資産につきましては、その所有者に対し課税をすることとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、黒船祭の秋開催の経緯についての御質問ですけれども、昨年5月8日に開催した黒船祭執行会において、秋の開催について提案をいたしました。ゴールデンウィーク、黒船祭、あじさい祭と続く中で、ゴールデンウィーク後の消費活動の検証、黒船祭時期に開催される浅草三社祭等を考慮すると、首都圏からの誘客において、続けて下田市へ訪れることは難しいと考えられます。近年5月は気温が高く、式典に

おいても体調を崩す方が出ていることもあり、秋の入り込み客数が伸びない中、その打開策として天候が安定している秋に開催することにより、宿泊者数及び観光交流客数の増加につなげたいと考え、提案したものでございます。

委員からは特に反対意見はなく、政策会議を経て、各関係機関と調整を図ったものでございます。

私のほうから以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ここで質問の途中ですが、10分間休憩したいと思います。すみません、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） まちづくりと黒船祭について質問したいと思います。

○議長（小泉孝敬君） マイクを。

○13番（沢登英信君） ごめんなさい。

確認でございますが、ぜひとも市長ともども、黒船執行会の皆さんと、商店街、開国の役員の皆さんとお話合いの場所を持ってくださるよう、重ねてお願いをしたいと思います。

それから、市長のほうから補助金の支出や領収書や写真の件についてお疑いがあるようでございます。これはやはり補助金と負担金を含めまして7億円余を超える支出になっておりますので、これをきっちりチェックしていくということは必要かと思えます。しかし、市長が言いましたのは29年度ですから、隣の監査委員もお認めになってると。お認めになって、市当局がそのお金を交付すると、こういう仕組みになっておりますので、御案内を頂きたいと思うわけでありまして。ですから、領収書や等々のことは、ぜひとも担当課長等にきっちりチェックを頂くような形をして、御指導頂いて、領収書が取れないものは支出証明書というような形のこともあろうかと思えますから、そういうことで、写真等、免許証なんかは最初、自分で写真持っていくんですけど、今、警察行くと、向こうで写真撮ってくれるんですよ。そういう意味でも、補助対象者に全て任せないで、市のほうで担当できることは市のほうがやって、簡素化していただければと思うわけでありまして。ぜひともそこら辺は御理解頂いて、黒船祭が盛大に行われますよう、まずもってお願いを申し上げたいと思えます。御

答弁頂いたという理解でよろしゅうございますね。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思いますが、庁舎の問題であります、なぜ市長は30億円以内でやりたいと、こう言ったのかと。ただ安いという意味だけではなくて、30億円を超えますと、年々のこの償還金が1億円はね上がって積んでしまうと、これでは下田市は財政破綻をしてしまうと、したがって30億円以内にとどめるんだ、こういうことを28、29年、平成の、言ってきたかと思うわけです。ところが3億5,000万円、上に積む状態で、今、課長は平米当たり49万円ですか、49万5,000円とかと言いましたけど、大ざっぱに言って、5,000平米の25億円といえば、坪当たり幾らになりますか。50万円ですよ。五五、二十五で2億5,000万円だと。これが30億円になれば、失礼しました、平米当たり50万円ですよ。これが30万円を超えるということになれば、平米当たり60万円以上になると、坪当たり170万円近く単価になるんだと、こういうことになるわけです。したがって、こんな支出をしていいのかと、財政破綻に道を開くようなことはしてはいけないんじゃないかと、こう私は思うわけです。

そして具体的には地盤に大変金がかかるんだと、人工地盤等々にお金がかかると、こういうことからいけば、今の状態の中で考えられるのは、稲生沢中学がやがて1年後には廃校になるわけですから、1年遅らせて、そこに教育委員会を入れる、あるいは議会を入れる、あるいは会議室をそこに持っていくと、書庫をそこに造ると、こういうことを考えれば、30億円以内でできるはずだと私は思ってるわけです。20億円もあれば御の字だと、こういう概算もできるんじゃないかと思うわけです。したがって、立ち止まってそういうことを考えてくれと、こういうことを申し上げているわけでありまして。ところが根本的な見直しをせずに、49万円幾らだとかという言い方では検討が不十分じゃないかなと私は思うわけです。そういう市民の安くやってくれという期待に応えていないと思うわけでありまして。

そしてもう一つは、市内の業者にこの工事をやってもらうということは政策的に必要なことだとは思いますが、しかし実態は、その人たちが市が望む金額では受けられなかったというところに大きな原因があるんだと思うんです。そこを追及し、調査しないで、オリンピックやパラリンピックにしていたんでは、原因が別のところにあるわけですから、同じ轍を踏んで、また入札不調になるんじゃないかと、こういう心配をするわけです。したがって、業者をもう少し広げなさいよという意見が議員の中から出てきてるわけです。広げて、なおかつ下田の建設業界や、この経済が活性化する道がないかと、そういう仕組みがないかと、こういうことを時間を取って、ぜひとも検討していただきたいと思うわけでありまして。

議長、1問ずつぐらいやっていきたいと思えますけど。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 入札不調が起こったことに対しましては、誠に遺憾に感じております。また、30億円を越すということも、いろいろ資材の高騰等がございまして、予想よりも高止まりであったということで、超えるということで、非常にこれも残念な結果になりましたということでございますけれども、しかし、毎年の支払いが1億円以内ということで、それ以上だったら財政破綻をすとか、そういう話はしていないというふうに思うんですけども。1億円以内であれば、両方、中学統合と新市庁舎の建設は十分財政的にも可能じゃないかということで申し上げたはずでございます。

また、業者の件、範囲でございますけれども、これもいろいろこれから検討しなきゃいけないというふうに思うんですけども、その提案を真摯に受け止めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この庁舎の水防計画は、浸水であって、水没ではないと市長がおっしゃるわけですが、周りが水没して庁舎の中に入れない、庁舎から出れないと、こういう状態を指して水没という具合に表現しましたので、そういう点は御理解を頂きたいと。正確に言えば、市長が言うとおりに浸水地域だと、こういうことかもしれませんけども、やはりこれに対する一定の対策をきっちり取るということが必要だろうと思うわけです。

そして、前回の答弁では統合政策課長は、そういうときには今の消防署が消防車を敷根の高台へ持っていくように、下の3課を上へ持っていかないと、こういう答弁をされましたけども、今日の答弁は、そういうのを持っていく場所ありませんよと、狭いですよと、こういう具合に受け取りましたけども、そういう答弁をしたのかと。そうだとすれば、やはり稲生沢中学校を使うということ、同じ敷地内にあるわけですから、想定をすべきだと。そして健診施設、保健施設については中学校の技術棟というんでしょうか、そこを利用するという計画になってるわけですから、そういう検討をぜひともして、30億円以内にとどまるような、最大のこの努力を担当課長として私は頑張る必要があるんじゃないかと思えますが、どうなのか、再度御質問をぶつけたいと思うわけでありまして。

それから、太陽光や等々の開発につきましては、土地利用委員会、あるいは条例があるわけでございますが、営業を開始してからの状態を管理するという状況はありませんので、新

たな体制をつくっていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、一問一答にしてくださいね、一問一答ですから。

○13番（沢登英信君） すみませんでした。自分で言っというて、すみません。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 2階、3階に上げるということは、恒久的に上げるということは不可能、難しいということで御答弁させていただきました。前回、私が申し上げたのは、緊急時に空いているスペース、会議室等を利用して、災害時にはその一定の対応を図っていききたいということを申し上げましたので、御理解をお願いいたします。

あと、中学校利用につきましては、令和4年度から統合という計画となっておりますが、今の私の思っているところは、いち早く安全な防災拠点となり得る庁舎を造りたいという思いで努めておりますので、いち早く現場所に庁舎建設を進めていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 稲生沢中学校の利用につきましては、場所を決めるときにも御説明しましたけれども、中学校、学校の強さと事務所の床の強さが、強度が違うということでございまして、稲生沢中学校は事務用では弱過ぎるという結論が出ておりますので、なかなか今のまま使うということは困難だということでございますので、御理解していただきたいというふうに思います。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、開発、土地利用とその発電の関係ですけれども、私どものほうの条例のほうで、必ずしも、この条例で規制してるということというのは、発電設備を造るための土工事とか、そういう工事のことだけじゃなくて、発電することそのものを、それをやる者も事業者として規定してますので、発電を始めてからも、当然この条例の規定は適用されると考えておりますので、御安心ください。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 中学校は校舎が使えないというのは非常に僕は残念で、やはりその発想を変えていただく必要があるんじゃないかと思うわけです。耐震の施設、子供たちを守る学校としてあるわけで、事務所としての強度がないというだけでございますので、教職

員の部屋はあるわけです。ですから、教育委員会等々の施設を、今、200平米ぐらいかと思いますが、3階に造ってるものをそこに移すというようなことは、僕は十分可能性があるんじゃないかと。庁内に造っております書庫等については、やはり中学校のそういう教室に移すということも可能ではないかと。素人ですから言い切れませんが、そんな思いがするものですから。3課を合わせますと大体500平米ぐらいになっておりますので、5,000平米の延べ床面積のうちの約1割ぐらい、500平米が1階の3課になってますので、具体的にはそれらのものを2階、3階に持っていくというのは、1課、2課ぐらいを持っていくことは可能かもしれませんが、3課を全部、2階、3階に持っていくということは現実的にはなかなか困難かと僕も思います、数字的には。そうしますと、やはり中学校を利用するということを考えざるを得ないと。

そうでありませんと、今、昨年の11月15日だったですか、令和2年度から令和6年度までの中期の財政見通しという資料を全員協議会で配付していただいたかと思いますが、その資料を見ますと、3億5,000万円積みますと、一般会計のほうは恐らく100億円近くの借財、この債権になると。全部合わせますと、現時点で大体140億円ぐらいの債権があるわけですから、30億円の借金、二十九億何千万円ですね、予算出てますが、約30億円の借財を重ねるということになれば、170億円からの借財になると、債務負担といいますか、起債の借金になると、こういうことになろうかと思うわけです。そして、さらにまだ事業は続いているわけですね、清掃センターやいろんな事業があるわけですから。すぐ、もう石井市長が財政再建をせざるを得なくなった200万円からの借財になってしまうと、こういうことが目に見えてると思うわけです。

[発言する者あり]

○13番(沢登英信君) ごめんなさい、200億円ですね、200億円の借財になってしまうと。年々の公債費は、今、7億7,000万円ぐらいかと思いますが、10億円を超えるという形になってしまって、これはもう借金財政そのものだと。せつかく前の市長さんが克服しようとしてきたことを、また繰り返すのかという心配をするわけです。ですから、そういう意味では、ぜひとも1億円を超えなきゃ駄目だとか、言ったとか言わないとかじゃなくて、全体を見渡しましてもそういうことは言えようかと思うわけです。

先日、去年の住民説明会で、年々の返済金は30億円で、4,600万円程度、この建物だけを考えれば、その程度だから何でもありませんよと、何とかありますよと、こういう答弁でしたけども、これが30億円超えるということになれば、庁舎だけで6,600万円からの借金の足

を、元利均等で恐らくなすのだと思いますから、そのような数字になってくると。こういう財政のことも考えて、ぜひとも検討していただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 答弁はいいですか。

○13番（沢登英信君） 財政課長なら。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 確かに昨年11月に財政見通しのほうを出させていただいた中で、今後、ごめんなさい、今ちょっと財政見通し持ってないのであれなんですけれども、5年間で相当の財源不足を生じるおそれがあるということで説明をさせていただいております。確かに庁舎、起債の借入れをしますと、もちろんその返済というのが出てくるわけなんですけれども、庁舎に限って申しますと、庁舎はもともと想定してる中で起債の上限額を設定してる部分がございますので、そういう意味では一般財源がどうしても必要になるということがございますけれども、起債の額については、庁舎の建設費が増となっても起債の上限額が定められてる部分がございますので、その返済の金額については、今回少し目いっぱい起債の上限額をもう一度見直してるところはありますので、若干、返済の金額は増えていると思いますけれども、その点では試算したときとそんなには変わっていないというふうに思われます。

ただ、議員おっしゃるように、今後またほかの事業も想定しますと、今まで平成18年当時から申し上げてる起債の公債費残高が市全体で250億円とかあったとき、非常に大変財政運営が苦しかったというのを私も経験してるわけなんですけれども、今後そういうところになってますと、また一時、今、余裕はないわけなんですけれども、少し楽になった部分が今後もまた大変になってくるというのは十分考えられることでございますので、その中で庁舎を建設していくというところは必要だと思っておりますし、今後の財政運営も何とかしていかなければならないというふうに思ってますので、今後も歳出の削減等を考える中で、健全化を目指して進めていくべきだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） その財政見通しで課長が出されましたものは、令和3年から14億円を超える赤字だと、歳入不足だと、こういう資料になってますので、ぜひとも。

それで実態は債権になりますと、職員の給料を減額すると、職員が悪いではないにもかかわらず、職員の給料が減額されて、つじつま合わせが行われるというのが歴史上の事実でござ

ざいますので、ぜひともそんなことはないような仕組みを考えていただきたいと思います。そうなりますと中学校も、庁舎も、何々もと、防災もと、この3つも一緒にやるというようなこと自身が私は無謀じゃないかと、財政計画そのものがないと、計画出したって計画どおりに考えてないじゃないかと、こういう具合に思うわけですが、そこら辺のことについて、誰が答えてくれるのかあれですけども、質問をしたいと思うわけであります。

[発言する者あり]

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 確かに5年間の財政見直しを出させていただいたときに御説明させていただいたと思うんですけども、今、各課からやりたいという事業を全部要望として出した中で、それを全部やるとすると財源不足が生じるということで財政見直しをお示ししてることでございますので、予算をつくるに当たっては、当然その中で取捨選択をしていくわけでございますので、それがそのまま財政が破綻するということにはならないというふうに考えております。

また、給料の減額と言われましたけれども、それについて今、私がどうこう言えることではございませんけれども、当然、そのようにならないように財政運営をしていくということでございますので、そこは御理解頂きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 納得できませんけども、皆さんの努力を期待をしたいと思うわけがあります。

それから、パシフィコ南伊豆洋上風力の問題であります、担当課長は特定の業者の問題であって、学習会や等々できないと、こういうことではあります、やはりこの認識そのものが間違ってるんじゃないかと僕は思うわけです。特定の業者の問題ではありませんね。伊東から、この南伊豆に至ります東海岸の重大な問題であります。

そして個人ですけども、菊池先生は新聞チラシまで出して、反対ですということを表明してるんですから、市長も好ましくないということを表明したと、こういうことからいけば、環境影響調査というのはこういう調査をしてくださいと、こういう環境に悪影響があるかもしれないから、調査して、その結果を出してくださいということですから、そこでは課長が言うように、賛否を問うような意見書じゃないわけです。ところが市長は、もう県知事も反対の表明をしてくださってますので、そしたら次にやることは、市民に、住民に、この内容

を知らしめるということだと思ふ、知ってもらふということだと思ふわけです。そういうことから考えて、この洋上風力というものはどういうものなのかと、いい点も悪い点もあるでしょうから、悪い点はこういう点を気をつけろと、いい点はここだよというような学習会や講演会というんでしょうか、そういうものが市が主催できないという、主催をしないという姿勢こそ僕は問題だと思いますが、いかがでしょうか。

……。

○議長（小泉孝敬君） 沢登君黙って。

環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 学習会及びシンポジウムの開催につきましては、特定の事業について、基本的にシンポジウムにつきましては自治体主催の事業については行うこともあろうかと思ひますけれども、民間の事業を、その特定の事業に対して自治体がシンポジウムを行うということはなかなかあり得ないのかなと思つてるところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） いや、副市長に。課長はもう答弁を聞いて、先ほど聞いてますから……。……いいのかどうか。……。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、副市長ということですね、副市長ですね。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 何ていうんですかね、市の政策の根幹に関わる部分について、私の立場でいろいろ申し上げるのは非常に身分不相応な感じで非常に戸惑っておりますけれども、本来、必要性があれば近隣の市町村との連携を組んで、対応していくというのはまた必要であらうかと、そのようには考えます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 近隣の市町村と協議して検討して下さるということですので、ぜひとも前向きな検討をしていただいて、これの持つる重大性、やはり大きな資本にとっては、この伊豆半島の風や光や自然を利益のために使つていいのかと、少なくとも市民のための、住民のための利益になるんなら賛成する部署もあらうと思ひますが、そういうものは全く今の仕組みの中では出てこないということでございますので、特定の業者なんていうことではなくて、伊豆半島そのものの地域の産業に大きく影響する重大な問題だと、こういう認

識にぜひとも立っていただきたいと、こういう具合に思うわけです。

それから、河津のゼニキャピタルは。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、残り5分です。

○13番（沢登英信君） v i s a 株式会社になったのではないかと、譲渡されてるんじゃないかと思えますけども、そこら辺もぜひとも調査をして、早急な対応ができるように、河津町と相談を図っていただきたいと。

それから今の土地利用や、あるいは再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例で、開発だけではなくて、その後の運営のことについても一定の縛りがあるんだと、こういう御説明を課長から頂きましたけども、具体的にどういう縛りがあるのかと。やはり投機対象に転売がされるというようなことは、一応チェックができるような仕組みというのは私は必要じゃないかと思ってるんですけども、そういう仕組みが既にでき上がってるのかどうなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） ゼニキャピタル合同会社なんですが、この件につきまして、そういううわさは聞いておりますので、県に確認したところ、県のほうも何もそういう情報はないよという話でしたので、そういう答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 条例のほうですけれども、事業者の責務等もうたっておりますけど、具体的に言えば事業をやめたり中止、廃止のときには必ず届出を出すとか、管理方法を変えるときには必ず届出を出すとか、こちらが必要だと思ったときには立入検査とかも申し入れてやることができると。幾つか挙げればそういったようなことで、条例のほうに規定されてますので、対応できると考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 加増野の雅の一昨年の汚水を稲生沢に流すと、これについては稲生沢川の非出資組合と、漁業組合と補償問題が起きたと。そして補償額も決められて、補償がされているということを知り及んでおりますが、事実かどうか。

それから、下田の海のほうの漁業関係者の皆さんも補償問題を協議をしてるということを知り及んでおりますが、これらがどういう具合になってるのか。やはり市の問題じゃないよと、

この関係者の問題ですよというようなことではなくて、やはり全体を把握して、どういう指導をすべきかという、こういう立場に立っていただきたいと思いますので、そこら辺をどのように把握されてるのか、お尋ねをしたいと思います。業者との補償問題というのはどのように考えてるんだと、現実にどんなことが起きてるんだということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 具体的な補償内容について、こちらが言える立場ではないと考えておりますけれども、交渉してるということは聞いてますし、また、交渉がまとまったら事業者から報告をもらうつもりでおります。

以上です。

○13番（沢登英信君） 稲生沢の非出資協同組合のほうは。

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、あの。

○建設課長（白井達哉君） そちらも同様の考えです。事業者から報告を頂くつもりです。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） やはり行政としては補償問題が起きないように仕組みを前もってつくっておくということが要望として大変必要なことじゃないかと思うわけです。そんな最終的なお金で解決しなきゃなんないような事態というのは最大限避けなければならないと思うんですが、この点についてどういうお考えなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、同じことを繰り返して言ってるような部分もあると思いますけれども、加増野の雅につきましては条例ができる前ということで、あくまで行政指導の範囲でしか下田市としては対応できなかった部分がありますけれども、今後、新たな計画につきましては、もう条例に基づききっちりやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 時間のようですので、最後のお願いをして終わりたいと思いますが、繰り返して恐縮ですが、黒船祭の商店街、開国市につきましては、議長も市長もここにおりますし、副議長の橋本さんもいらっしゃいますので、ぜひとも観光協会長、それから商工会議所等の会頭と1時間も早く、一日も早く解決をつけていただきたいとお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

---

◎議第9号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 日程により、議第9号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（鈴木光男君） 議第9号 指定金融機関の指定について、御説明申し上げます。

議案9ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることとするものでございます。

指定金融機関の名称は、スルガ銀行株式会社。

所在地は、静岡県沼津市通横町23番地でございます。

指定の期間は、令和2年7月1日から令和4年6月30日まででございます。

提案の理由でございますが、現在指定金融機関としております伊豆太陽農業協同組合は、令和2年6月30日をもちまして指定の期間が満了となりますので、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間、スルガ銀行株式会社を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例改正関係等説明資料の3ページに、これまでの指定金融機関の指定状況につきまして記載していますので、御参照ください。

以上、雑駁ではございますが、議第9号 指定金融機関の指定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第9号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第10号 市道の路線変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第10号 市道の路線変更について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿10ページをお願いいたします。

議案件名簿の記以下の表にある路線につきまして路線変更したいため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

道路法第10条第3項の規定は、路線の廃止または変更をする場合、議会の議決が必要である旨を定めた条文でございます。

提案理由としまして、県道の整備等に伴いその一部を廃止する路線及び付け替えを行った路線の変更をするためでございます。

まず1つ目の路線ですけれども、路線名、大賀茂青市線で、起点を下田市大賀茂字上松1627番1地先から同字上松1627番10地内に、終点を字上松1628番地先から字上松1628番2地内に変更いたします。延長は182.7メートルから131.1メートルとなり、51.6メートルの減となるものでございます。

条例改正関係等説明資料の4ページをお願いいたします。

場所につきましては、県道下田南伊豆線の八声トンネルの下田側から南伊豆町青市方面に至る路線でございます。県道の改良工事に伴う県道の法線の変更に伴い付け替えたものについて変更の処理を行っていなかったものでございます。図上の青い線が変更前の路線、赤い線が変更後になります。

すみません、議案件名簿の10ページのほうにお戻りください。

2つ目、路線名は堀之内稲熊線で、起点を堀之内字小沢42番1の1地先から字小沢42番13地先に、終点を落合字松場595番1地先から落合字稲熊29番2地先に変更いたします。延長は1,362.8メートルから1,304.1メートルとなり、58.7メートルの減となります。

条例改正関係等説明資料の5ページをお願いいたします。

場所につきましては、深根橋の先から稲生沢川の右岸側を川沿いに下っていき、国道414

号の稲梓駅の入り口付近の場所が終点となっております。以前は終点に木製の橋が架かっておりまして、橋を渡った先の左岸側が道路の終点となっておりますけれども、県のほうの河川改修の際に、その橋は撤去されまして、この場所からおよそ120メートル上流のところになんたな橋が架けられておりまして、そこを通行してる方が今ほとんどでございまして、元の橋を復旧する必要もないため、市道の終点を従前の橋の手前、稲生沢川の右岸側を終点とするものでございます。図上の青い線が変更前、赤い線が変更後でございます。

すみません、起点につきましては、位置の変更はないのですけれども、隣接地の地番が変わったために、今回併せて変更するものでございます。

議案件名簿の10ページのほうにお戻りください。

3つ目の路線が、路線名、落合縄地1号線でございます。起点を下田市落合字宮ノ前287番1地先から字居村289番地先に、終点を字尾口461番1地先から字居村301番1地先に変更いたします。延長は314.1メートルから94.9メートルとなり、219.2メートルの減となります。

次の路線が、落合縄地2号線で、起点を下田市落合字尾口461番1地先から字尾口461番14地先に、終点は落合字奥野385番地先から字奥野385番2地内に変更いたします。延長は564.4メートルから595.6メートルとなり、31.2メートルの増となります。

この2つの路線につきましては、県道河津下田線の開設に伴い、落合縄地1号線が起点側を94.9メートル、終点側を31.2メートルを残しまして、中間部分188メートルが県道の一部となったことから、その部分を廃止しまして、落合縄地1号線を起点側の94.9メートルのみの部分としまして、終点側の31.2メートル残った部分を落合縄地2号線の一部とするものでございます。

条例改正関係等説明資料の6ページをお願いします。

こちらが落合縄地1号線の説明図面でございます。同様に図上の青い線が変更前、赤い線が変更後でございます。

次ページをお願いします。

こちらが落合縄地2号線の説明図面でございます。やはり図上の青い線が変更前で、赤い線が変更後でございます。

この路線の終点につきましては、位置の変更はないんですけれども、隣接地の地番が変わったために併せて今回変更させていただくものでございます。

以上、大変雑駁ですが、議第10号 市道の路線変更についての説明となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

会議の途中ですが、ここで午後1時、13時まで休憩としたいと思います。

午前11時51分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、議第11号 下田市ペリーロード駐車場条例の制定について御説明申し上げます。

議案件名簿11ページをお願いいたします。

下田市ペリーロード駐車場条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、下田市ペリーロード駐車場の設置及び管理について定めるためでございます。

制定条文は、議案件名簿12ページから15ページのとおりでございます。

内容につきましては、条例改正関係等説明資料により御説明させていただきます。お手数ですが、説明資料の8ページを御覧ください。

第1条は、目的を明らかにし、駐車場の設置を規定するものでございます。

本駐車場は地方自治法第244条に規定する公の施設であり、同法第244条の2第1項の規定により、その設置及び管理について条例で定めるものでございます。

旧下田町地区の道路交通の円滑化を図り、利便性の向上と観光商工の振興に資することを目的としております。

第2条は、名称及び位置を定めております。

9ページをお願いします。

第3条は、供用時間及び入出場時間について規定するものでございます。

供用時間は24時間とする一方で、入出場時間を午前8時から午後6時とし、日中の利用を中心としつつ、入出場はできないものの翌朝までの継続駐車を可能とするものです。

第4条は、駐車場の施設の区分及びそれぞれに駐車できる車両の種類について定めるものでございます。

一般駐車場とバス駐車場に区分し、第1項第1号におきまして、一般駐車場に駐車することができる自動車は普通自動車とし、第1項第2号におきまして、バス駐車場に駐車することができる自動車は設置目的を鑑み、旅客用である大型バス及びマイクロバスとするものでございます。

11ページをお願いします。

第5条は、使用料の納付について規定するものです。徴収員による徴収を想定しているため、入場時の徴収を基本としております。

金額につきましては、別表第一のとおりでございます。

日中の使用料につきましては、普通自動車を1回当たり600円とし、バスとマイクロバスにつきましては、それぞれ1回当たり2,000円、1,600円としました。夜間料金につきましては、日中の使用料の4分の3程度といたしました。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第6条は、駐車場の安全な運営及び利用者の安全確保のため、管理上支障があると認められる自動車の駐車拒否をすることができるよう規定するものでございます。

第7条は、前条と同様に駐車場の安全な運営及び利用者の安全確保のため、駐車場内での行為について制限するものでございます。一般住宅に隣接するため、夜間の騒音の発生等に配慮し、火気の使用、キャンプ、車中泊等を禁止するものでございます。

第8条は、行為の許可について定めております。下田公園、ペリー上陸記念公園に近接する立地でありますので、様々な利用形態を想定し、バス駐車場につきましては、行為の許可による占用を可能とし、弾力的な運用ができるように配慮するものでございます。

あじさい祭等の際の臨時駐車場としての利用や公園と連携したイベント等での活用を想定したのですが、行為の許可を受けた場合、入出場時間、バス駐車場における車両の制限及び使用料の納付については適用しないこととしております。

占用料につきましては、別表第二のとおりでございます。

13ページをお願いします。

下田市都市公園条例第3条の行為の許可を引用し、1平方メートル1日につき40円として算出し、1日当たり4万円といたしました。当該イベント等が入場料その他の料金または、駐車料金を徴収しない場合においては、それぞれ2分の1の金額といたしました。

第9条は、補修工事等の際、一時的に市営駐車場の供用を休止できることについて定めるものでございます。

第10条は、使用料及び占用料の減額または免除について定めるものでございます。

14ページをお願いします。

第11条は、本駐車場の施設等に損害を与えた者に対する賠償請求について定めるものでございます。

第12条は、駐車場で発生した事故等について、市の免責について定めるものでございます。

第13条は、規則への委任について定めるものでございます。

次に附則でございますが、条例の施行期日について定めるものでございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございますが、委託契約の準備期間等を考慮しまして、供用開始は令和2年4月25日からとするものでございます。

大変雑駁ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） ちょっとこれ、大体場所は見当はつくんですが、地図が欲しかったなという気がするんですけども、完成地図が。

それとは別個、あの通りというのが、従来から防犯灯や、あるいは街路灯という意見がしょっちゅう出ておまして、これによってその辺の夜間照明等はどういう具合になりますか。多少とも防犯レベルの役に立っていくのかどうかということを含めてお尋ねします。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 照明のほうは最低限、1灯だけは今回、今年度の工事で設置の予定でございます。駐車場の中です。だから県道のほうまでそれで明るくなるかと言われると、

ちょっとそこは難しいのかなと考えております。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 1灯は外まで無理かな。頃合いを見て、またその辺はできるようでしたら照明の増灯なり、考えていただければと思います。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 市営のペリーロードの駐車場条例をつくられるということですが、他に須崎の夏場の夏期の駐車場がありますよね、それから、各地区ごとに海水浴場の駐車場等もあると思いますし、駅前には観光協会に貸してる、観光協会のほうが駐車場にしてるところもあろうと思いますが、それらとの値段上の関係というんでしょうか、この市内におきます駐車料の何ていうか、平均価格というんでしょうか、そういうものとの関連は金額的にどうかという点について調べがされてれば、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

もう一つは、この駐車場で式典、イベントそのものやってもらうんだと、こういう想定になっているようですが、具体的にどのようなイベントを今想定してるのかと、それから想定外のイベント等が出てくる可能性というのはないのかと。例えばここで集会や等々をやられるということは当然想定がされてくると思うわけですが、観光的なものでない、そういう集会等についてはどうなのかと、市民の利用に供する形にするのかという点をお尋ねをしたいと思います。

それから、なお駐車場における事故、盗難、天災その他不可抗力のものについての損害については市長は負わないということですが、駐車場の中での交通事故といいますか、ちょっとした接触事故や衝突事故というのはよく起こり得ると思うんですが、それらのものに対する対応は、全く関係ないという形にするのか、この条例によるとどういうことになるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、駐車場の使用料につきましては、この条例、上程する前の段階として、公共料金等審議会に諮問をいたしまして、妥当であるとの答申も頂いておりますけれども、料金を設定するに当たり、近隣の駐車場の料金というのは大変参考にさせていただいてるところでございますけれども、特に隣接地で駐車場もやられてる方がいらっしゃる関係もありまして、民業圧迫にならないようにということも考慮しつつ、定め

た金額でありますので、妥当であると考えてるところでございます。

専用、どんなイベントを想定しているのかという話ですけれども、基本的には駐車場なので、ただ、あじさい祭等につきまして、極力今までと同じような使用ができるようにという、そういう配慮をしているものでございます。そのイベントの内容につきましては、その都度、申請頂いたときに十分吟味して、判断していきたいと思っております。

駐車場の事故につきまして、通常の例えばスーパーの駐車場とかでも事故は起こり得ると思いますけれども、取扱いとしては同様の扱いになると考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 一応、公共料金の審議会の審査を経たということであれば、その結果等もまた資料としてお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、委員会の審議までには用意して配付させていただけるようにします。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

16ページは議案のかがみでございまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙17ページのとおり、制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、字句の整理を行うためでございます。  
なお、この条例は、2課にまたがる条例改正で、地方自治法の改正によるものがございますので、一括して例規担当の総務課で御説明をさせていただきます。

条例改正につきましては、議案件名簿17ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係等説明資料により御説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の15ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。

本条例は、3条立てでございますが、新たに地方自治法に「第243条の2」が追加されたことにより、現在の「第243条の2」が、条が繰り下がり「第243条の2の2」となったもので、引用している下田市の条例3本について一括で条例改正を行うものでございます。

第1条は、下田市監査委員に関する条例の一部改正でございますが、第6条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものでございます。

第2条は、下田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、第5条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものでございます。

第3条は、下田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、第7条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものでございます。

議案件名簿の17ページにお戻り頂き、附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） それでは、議第13号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開き願います。

18ページは議案のかがみでございまして、下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙19ページのとおり、制定させていただくものでございます。

提案理由でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、字句の整理を行うためでございます。

条例改正につきましては、議案件名簿19ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係等説明資料により御説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の16ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものでございます。

これは、第6条で引用しております法律名称が改正になったこと及び条文中に追加があったため、引用しています第3条が第6条に条ずれしたため、本条例を改正するものでございます。

議案件名簿の19ページにお戻り頂き、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、議第12号 下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案件名簿の20ページ、議案のかがみをお開きください。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙21ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料17ページをお願いいたします。

条例改正の概要でございます。

まず、1は、基準省令に定める人員基準の参酌基準化でございます。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないものとされており、条例で基準を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちら以下、基準省令といたしますが、そちらに従い定めるものとされております。

基準省令に定める人員基準を満たす人員の確保の困難なケースが全国的に少なくないことから、従うべき基準の緩和や参酌基準化を求める地方提案が行われておりまして、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る従うべき基準につきましては、現行の基準の内容を参酌する基準とされたものでございます。令和元年6月7日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第9条によりまして児童福祉法

が改正、また10月3日に公布されました基準省令の一部を改正する省令、こちらは施行が令和2年4月1日になりますが、こちらによりまして人員基準が参酌化されることとなりまして、地域の実情に応じて定めることが可能となったものでございます。

こちら2番目は、児童福祉法の改正内容でございます。上段が改正前、下段が改正後となります。

18ページをお願いいたします。

3といたしまして、基準省令の改正内容、上段が改正前、下段が改正後でございます。

今回の当市の条例改正につきましては、現行の人員基準を継続いたしまして、参酌化による改正は行わないものでございます。

基準省令におきましては、放課後児童健全育成事業に従事する者につきましては、一定の基礎資格を有する者で、都道府県知事、指定都市の長が行う研修を修了したもの、その員数は支援の単位に2人以上、こちらは、うち一人を除き補助員で代替が可能としているものでございます。

この基準につきましては、放課後児童クラブの質ですとか、安全性について一定の水準が担保されるよう従うべき基準として定められたものと捉えておりますので、現行の基準を継続してまいります。

条例改正の内容につきましては、基準省令第10条第3項に定める基準のうち研修修了要件につきましては、現在、従うべき基準として基準省令附則第2条に経過措置が定められておりまして、資格研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員の資格を満たし、平成32年、令和2年ですが、3月31日までに研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能とされております。

当該経過措置は令和2年3月31日で期間が満了するため、基準省令附則第2条に相当いたします本条例の附則第2条を改正し、経過措置の期限をさらに5年間、令和6年度まで延長するものでございます。

当市の放課後児童クラブの現状でございます。現在、下田・稲生沢、両小学校、朝日公民館の3施設、来年度の4月から浜崎小学校、合計4施設で開設するものでございます。

現在策定中の第2期子ども・子育て支援計画におきましては、令和6年度までに市内全小学校区で放課後児童クラブの設置を目標としております。

残る稲梓・白浜小学校区におきましても、計画期間内になるべく前倒しで整備を実施したいと考えているところでございます。

当市の資格研修の修了者でございますが、通年雇用の支援員12人中11人でございます。お一人は資格をお持ちでないということで、認定研修を受けるまで、まだちょっと時間がかかるというような方でございます。来年度の浜崎小学校の放課後児童クラブの開設ですとか、今後新たに設置する放課後児童クラブの開設時、また支援員の退職等を考慮いたしまして、計画期間と同様の5年間の経過措置の延長をさせていただくものでございます。

続きまして、条例の改正について御説明をさせていただきます。

資料19ページをお願いいたします。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正させていただく部分でございます。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページに戻っていただき、附則でございますが、この条例の施行期日を、令和2年4月1日から施行するものものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 放課後児童クラブの支援員の状況は、支援員が不足するということでしょうか、緩めるといふか、そういう意味では修了した者だけではなく、修了予定の者までも含めますよと、こういう条例に改正をしたいと、こういう内容でございますので、そうしますと、具体的にこの支援員の講習の内容はどういうものかと。そして大変難しい、取りにくいものなのかどうなのか。一定の講習を受ければ、この支援員としての資格が手に入るものなのか。そこら辺、すみません、勉強不足ですので、お教え頂きたいという具合に思います。

そして12人中11人がそういう資格をお持ちで、1人がお持ちになっていないと、こういう状態だと報告も受けました。今後それぞれの小学校等で放課後児童クラブをやるとしたら、総勢何人の支援員が要ることになるのかと。恐らく12人で足りるという判断をされてるんだと思いますが、そういう理解でよろしいか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 放課後児童クラブの支援員ということでございますけれども、こちらの資料、またちょっと御覧頂きたいと思っておりますけれども、基準省令、すみません、この10条に職員の資格というものがございまして、こちらの一定の資格、こちらは保育士資格であったり、教諭の教職員の免許であったり、それから放課後児童クラブ等に類する施設に5年間勤務した方、なおかつこの都道府県であったり指定都市が行う研修を修了した者というような規定になってございます。

今回、平成32年の3月31日までは研修を受けなくても支援員としてみなすことができるというような経過措置になっていると。この経過措置が基準省令ですと今年度いっぱい切れます。ということは来年度以降は、要は資格を持っていても研修を修了していない方は支援員としてみなされないというような形になります。現在、支援員さん、通年雇用で12名いらっしゃいます。こちらは今の、下田、稲生沢、朝日の3施設をカバーしていただいている支援員さんです。来年度から浜崎小学校が開始になります。先ほども申し上げましたけれども、支援員さんにつきましては1つの単位が40人ということで、学童40人、それについて2人というようなのが基準省令の今度は参酌すればいい基準になりますけれども、そういう従うべき基準ということで、今までその基準に従ってやってきた。そちらについては今回、改正はせず、その基準省令に従うような形で持っていこうと。

その中で、2人のうち1人は補助員でいいよというようなことです。要は支援員さんの資格がなくてもいいということでございますので、実際に例えば1人が保育士資格であったり、研修を受けた支援員さん。もう一人は、例えば資格がなくても大丈夫だというような形になります。来年度、恐らく浜崎小学校でも3人の支援員さん、恐らく2人で回せばいいと思うんですが、2人で開設の日を全部クリアすることはできませんので、恐らく3人程度は雇用して、それでシフトでやっていかなければならないという中で、今、支援員の資格のお持ちの方を配置替え等々、考えておりますけれども、実際に支援員の資格が、講習を受けてない方が2人になることというのは、これは基準上、条例上難しいので、こちらについては避けなければならないということで、この経過措置を延長させていただくというようなことです。今後、白浜ですとか稲梓をやっていくときにも、新たに支援員さんを雇用しなければならないというような事情があります。また、その支援員さんたちも、ちょっと高齢の方もいらっしゃるかもしれません、今後の退職等も想定されるわけでございまして、そういったときに対応するために、この期間を延長して、毎年支援員さんに研修を受けていただくというような

ことで考えてるというところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 詳しくは委員会でのほうということになるかと思うんですけども、併せて、この毎年研修ということになりますと、その研修の費用は個人持ちなのかと、市が一定の補助をするような仕組みをつくるのか、つくらないのか。そして恐らく放課後ですから、2時ぐらいから6時ぐらいということになるかと思えますと、任用職員、パート職員というような給与の面では位置づけになるんじゃないかと思うんですけども、どの程度のことを考えられているのかと。研修を受けても受けなくても、そういう資格があってもなくても、今と同じような仕組みなのか、一定の手当というんでしょうか、報酬の引上げというのはあるのかないのか含めて、お尋ねしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） まず、支援員さんにつきましては、また新年度予算でも御説明させていただきますけれども、会計年度職員のパートタイム職員というようなことで、一日、恐らく平日ですと授業が終わってからですので、1時過ぎから6時ぐらいまでというような勤務になります。土曜日、それから長期休暇については8時半から5時半というような勤務になりますので、こちらもパートタイム職員でございますので、7時間でシフトを組んで回していくというような形になるかと思えます。

資格ありなしについては、やはり単価的に、やはり資格を持っている方は多少優遇といえますか、単価が高い形になっているというところでございます。

研修の費用でございます。研修については、これ県の研修を受けるものでございまして、研修自体を受けるについては経費はかかりません。恐らく実施するのが例えば静岡ですとか、沼津ですとかというところでございます。ちなみに今年度については4日間行ってございますので、そちらまでの旅費、日当を市のほうで負担して受講していただくというような形でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案件名簿の22ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙23ページのとおりに制定するものでございます。

提案の理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の20ページ、議第15号説明資料を御覧ください。

こちらが同条例の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の3中、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改めるものでございます。

議案件名簿の23ページにお戻り頂きまして、附則でございますが、この条例の施行期日を、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第15号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

◎議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 続きまして、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案件名簿の24ページ、議案のかがみをお開き頂きたいと思います。

下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例を別紙25ページのとおり制定するものでございます。

提案の理由でございますが、対象事業場に新たな事業を追加するためでございます。

まず本条例改正の提案の背景といたしまして、森林環境の破壊、水環境の悪化など、近年問題となっている再生可能エネルギー事業に係る土地利用を適切に監視するため、水源保護地域に事業実施しようとする場合に、事業着手前の市長協議が必要な対象事業場に再生可能エネルギー事業を加えるものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の21ページ、議第16号説明資料を御覧ください。

こちらが同条例の新旧対照表でございます。左が改正前、右が改正後、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

御覧のとおり別表（第2条関係）を改めるものでございます。

議案件名簿の25ページにお戻り頂きまして、附則でございますが、この条例の施行期日を、令和2年7月1日とするものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第16号 下田市水道水源保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 水道水源保護条例に再生可能エネルギーの事業も対象に加えていただいて、大変評価をしたいと、お礼を申し上げたいと思うわけであります。

下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例も、結局1年余遅れて、株式会社雅の旧ゴルフ場の開発については、この条例の適用にならないと、土地利用の適用だけに終わってしまったと。そして、こういうことの結果、稲生沢川に汚水が

流れるというようなことになったかと思うわけです。そういうことから考えまして、この条例に再生可能エネルギーを加えることの意義というのは大変あると、評価したいと、こういう具合に思うわけでありませう。

1点は、具体的に河津の逆川の太陽光発電の事例が起きているわけでありませう。一般的には、条例というのは下田市内にしかこの適用がされないというのが一般論だと思うわけですが、現実的に隣町であっても下田市のほうに影響を与えるという、こういう具体的な事例が出てきておりますので、先ほど言った再生可能エネルギーに関する条例や、この水源保護条例についても、そういう部分も加味した検討をぜひお願いをしたいと、もししてなかったら、そういう検討を付け加えていただきたいという具合に思うわけでありませう。

そしてもう一点は、この再生可能エネルギーの付け加えてほしいというのは何度か要請し、一般質問もしたわけでありませうが、これを付け加えるに当たって、審査をする基準項目、こうこうこういう点を審査しよう、検査しようというところの想定がなかなか困難な部分があるから時間が欲しいよと、こういう答弁も頂いたかと思うんですが、そうしますと、この条例をつくるに当たって新たな基準というのは設定をしたのかと。あるいは、設定をせずにゴルフ場やリゾートの基準をそのまま準用すると、それも1つの手だと思いますが、そこら辺の検討を加えたのかどうなのか、お尋ねをしたいと思ひませう。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 逆川というか、自治体をまたいでの条例ということだと思ひませうけど、12月定例会の沢登議員の一般質問にお答えした、ちょっと繰り返しになりますけど、当初それが発覚して、うちのほうでも条例でちょっと隣の町とのできないかということと調査、調べたんですけど、要するに水源が、ここで言ひませうと稲生沢川水系、そこで河津側も取っていて、うちも取っていて、その中で水源保護条例を同じようにつくった中で、要するに協議会を設置するとか、協力体制をつくるかという条例をつくりながらやっけていく、いけるという、そういう事例がありましたけど、残念ながら河津町はその川から取水してないもんで、保護条例はつくれないということで、ちょっと難しいかなということと答えておひませう。

あと、基準ですけど、いろいろ基準を探したところ、なかなか難しいということで、今回、そうはいつても、今後要するに濁土が、うちの費用等にかかってくるのではないかと、そういうところも否定はできないところとござひませうして、自然環境、景観等と再生可能エネルギーの条例ですか、その基準と、あとは土地利用の指導要綱に準じた基準を遵守することと

ということで、それに加えて、午前中、建設課長が答弁したんですけど、拘束力はないんですけど、水道事業者として業者、その事業者とお話しさせていただいて、協定書を結べたらなというところで現在考えているところでございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 分かりました。ぜひそういう意味では河津町にも水源保護条例があるでしょうから、こういうもの付け加えてもらう要請をすると同時に、そういう形ではできないということであれば、隣町のことでありますので、協定書を町同士で結ぶという、こういう方向があるかと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） すみません、ちょっと説明が足りなかったのかな。河津町には水源保護条例がありません。つくれない、そういう予定もないんですけど、聞いたら。以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

会議途中ですが、ここで休憩したいと思います。

2時まで、14時まで休憩いたします。

午後 1時47分休憩

午後 2時 0分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、発議第1号 下田市振興公社の人件費補助による安定的運営と消費税の節税となる取り扱いを求める監査請求を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

〔12番 大川敏雄君、監査委員のため退出〕

○13番（沢登英信君） 発議第1号 下田市振興公社の人件費補助による安定的運営と消費税の節税となる取り扱いを求める監査請求について。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

令和2年2月26日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 中村 敦。

同賛成者 下田市議会議員 進士濱美であります。

記としまして、監査を求める事項は、下田市振興公社への指定管理料の支出に関する事項であります。

監査結果の報告期限につきましては、令和2年3月23日にお願いをしたいと思います。

理由については、るる御説明をさせていただきたいと思いますが、かいつまんで申しますと、1,190万円ものこの市の財源を国税として、消費税分として国に納めるのがよろしいのかと、1,190万円を市民のために使うことの下田市の財源として使うべきなのかと、そのことを皆さんに問うというのがその内容でございます。これに反対をするということは、国に納めるべきだと、市民のために1,190万円のお金を使う必要ないんだと、こういうことになるということを前もってお伝えをしまいたいと思うわけでありまして。

令和元年度下田市一般会計予算において、下田市の福井祐輔市長は、公益財団法人下田市振興公社代表者、出野正徳氏と下田市民文化会館、敷根公園、下田市民スポーツセンターの管理について、公募によらない指定管理協定を結んで、支払わなくてもよい1,190万円もの消費税を支払おうとしているわけでありまして。

公益財団法人下田市振興公社は、下田市の公の施設を下田市の振興のため管理運営する公社であります。地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定がございます。

当市においても、平成13年度から平成17年度において、公社職員の人件費補助をしております。人件費を補助金で支出しますと、公社の運営は安定し、市は3施設分の人件費分1億1,900万円余の人件費は、消費税の対象外となるわけでありまして。今のような契約を結んでおきますと、この人件費1億1,900万円は物件費とみなされて課税がされるということになるわけでありまして。

公益財団法人豊田市民文化振興財団は、現在もこのような節税対策をしているところでご

ざいます。平成28年8月29日、当時の企画財政課長が視察を豊田市にしております。長野県駒ヶ根市においても、公益財団法人駒ヶ根市民文化財団においてこのような節税対策が進められているわけであります。支払わなくてもよい消費税を今後毎年1,190万円も支払い続けることは、まさに当局の怠慢であると、こう私は思うわけであります。

よって下田市振興公社への指定管理料に含まれる人件費の支出については、地方自治法第232条の2を適用して補助金で支出し、公金支出の無駄をなくすべきと考えることが監査委員としてのその見解を明らかにしていただき、当局が必要な措置を取られるようお願いをしようと思うわけであります。

そして、この豊田市への視察は、市の職員だけではなくて、公社の課長さん、そしてまた、市や公社が頼りにしております佐野会計事務所の公認会計士がここに参加をされているわけであります。私は市民文化会館の館長であり、振興公社の事務局長をしてまいりました。そして、このような措置を平成13年から17年にするに当たりまして、佐野会計事務所の亡くなりました公認会計士、佐野靖晃氏の知恵を借りて、こういうような措置をしてまいったわけであります。

ところが同じ佐野会計事務所の息子さんの晃一さん等の知恵を借りて、市当局の課長は、これは問題がある、グレーだと、こういう判断をしているわけであります。同じ資料と内容をもちまして、一方は合法である、一方はグレーである、このような判断がどこから出てくるのか、まさに市民のために1,190万円のこの大切な市民の税金を使おうという姿勢なのか、それとも自分の身を守るために危ないと思うことはやらないほうがいいんだと、自己保身のためにそういう判断をしているのかと、こう疑わざるを得ないような事態が長い間、続いているわけであります。

私はこの問題は平成18年から続いており、26年の議会でも明らかにしてまいっているわけですが、今なお改善がされていないという実態となっております。

さて、皆さんのお手元の1ページをお開き頂きたいと思うわけであります。発議第1号説明資料の1ページでございます。

市当局は、「指定管理料は、業務の対価として支払うものであり、人件費の積算が行われなければ、その業務が適正な人員配置で行われているのか、必要とする職種または職位の者が充てられているのか、人件費単価は適正なのかなどの評価が行えない」と12月の議会で総務課長の御答弁の内容かと思うわけであります。

人件費を補助金で出すと、このような計算ができないというようなことは決してないと思

うわけであります。当然、人件費の積算なしで補助金の交付などできようがないわけであり  
ます。指定管理料も適正に決められません。人件費を補助金で支出すると、どうして積算し  
ないということになるのでしょうか。職種や職位、そのものが充てられているかどうかの十  
分なチェックもしてまいらなければならないと思うわけであります。補助金でやっても、こ  
のようなチェックは十分なし得るわけであります。

人件費補助を受けることができれば、下田市振興公社全体の人員配置をより効率的な運用  
ができるわけであります。それぞれに張りつけられた職員、その3つの施設に張りつけられ  
た職員だけではなく、公社には御案内のように、理事長もあれば、評議員もいらっしゃるわ  
けであります。組織を運営していくための人件費も公社としては必要になってくるわけでご  
ざいますので、人件費補助をしていただければ、公社としても望んでいるところであろうか  
と思います。自分はプールに張りつけられたから、市民文化会館のほうのお手伝いは遠慮し  
たいよと、このような発想は出てこなくなるわけであります。

下田市振興公社は、市が直営で運営するのと同様に消費税を節税することができ、さらに  
専門職として、施設運営のプロとして携わることができる組織内容となっているわけであり  
ます。ですから、直営でやらずに振興公社の職員、振興公社に指定管理するのがよろしいと  
いう、こういう結論になってまいろうかと思えます。

さらに民間の業者があるかどうか、公募によらない、振興公社に指定管理をして、やっ  
てもらうのが一番よいんだという、こういう結論を出して、公募によらない指定管理制度を採  
用をしまっているわけであります。こういうことから考えまして、市の職員が直営でや  
るということになりますと、三、四年で異動というような形で、市の職員は全体を把握して、  
やがて課長になり、下田市のために頑張るんだと、こういうことになろうかと思えます。

したがいまして、給与体系の上でも一般職、現業職の区分がございしますが、公社職員は給  
与の面でも現業職の位置づけをされているという、こういう形態となっているわけでありま  
す。人件費の面でも、直営でやるよりも公社でやったほうが有利、有効に運営ができるんだ  
と、こういう内容を持っているわけであります。

さらに市民文化会館、プール、あるいは体育館にしましても、そういう施設があればいい  
というわけではありません。スポーツの向上、文化の向上は、貸し館だけではなし遂げられ  
ないわけであります。そこに働く公社の職員が、そういう施設を管理しながら自主事業をや  
る、文化事業をやる、水泳教室を実施をしていく、一体となることによって、公社職員が下  
田市のスポーツや文化を向上させることができる。そして、その指導は教育委員会や建設課

が指導をする、こういう仕組みとなっているわけであります。

これを民間企業と並立に考えること自身が、私はそもそもなぜ下田市が振興公社をつくったのかと、そして3つの施設を公募によらずに指定管理をしているのかという、この根本のところの理解をしていないのではないかと、こういう具合に思うわけであります。これが民間企業と一緒に競争してやるんだと、山の家のような形のものになれば、判断はまた別かと思いますが、今、指定管理しております3つの施設は、先ほど言いましたように、公募によらない、公社にやるんだということを前もって決定して進めている施設であります。

そもそも、公益財団法人下田市振興公社は、基本財産1億円、運用財産1,000万円のお金を下田市が出損して出資をいたしまして、市の文化、体育、公園等の公の施設を管理委託する機関として、平成5年3月31日に設立されて今日、財団法人から公益財団法人になってまわっているわけであります。地方自治法第232条の2により、市は当公社に人件費補助ができることは明らかであります。したがって、税法上も妥当であることが豊田市や駒ヶ根市等で実証がされているわけであります。100の議論よりも、国税局が認めている、この実態こそ大事にすべきではないかと思うわけであります。

平成26年度の豊田市包括外部監査の結果報告、12月議会の質問の中で、グレーの根拠は何だと、この豊田市の外部監査の結果であると、こういう答弁を頂きましたので、その点について明らかにしてまいりたいと思うわけであります。この豊田市は、外部監査人公認会計士、あるいは弁護士さんが1年ごと監査をする、別の監査委員が選任されて監査をするという、こういう仕組みとなっているわけであります。このつけました資料の18ページ、平成26年度の豊田市の包括監査の資料がついておりますので、そこを御覧を頂きたいと思うわけであります。資料がいっぱいありますので、なかなかそこが出てこないかもしれませんが、順番にはぐって行っていただきたいと思うわけであります。資料の番号からいきますと4番になっております。お聞き頂けたでしょうか。この資料であります。

この監査委員のページにページ数が振ってありますので、18ページ、一番最後になりますが、そこに書かれておりますのは、「市の出資法人等である協会公社等に運営費補助としての人件費補助金が必要であったとしても、本来それは指定管理業務と関係のないものであって、人件費補助は別途検討すべきものである」との見解を豊田市は認めていないわけであります。26年度のこの監査委員の監査結果を豊田市当局は認めておりません。どうしてなのかということになろうかと思えます。なぜなら、人件費補助は別途検討するものであるというこの見解は、公社でなくて民間企業と委託する場合にはこの論が成り立ってまいろうかと思

います。しかし、公社でやる場合には、自主事業収益や公社が利用料金制で収入として手に入れたものは公社の会計に入るわけですが、それらを必要経費から差し引いた残りの金額で指定管理料が定められているということでございます。どういうことかといいますと、利用料金制や指定管理制度というのは、その大まかな市民文化会館で言えば、市民文化会館を使っている市民の皆さんの使用料や、あるいは演劇をやって、演劇の観劇料、そういうもので市民文化会館が賄うことができると、こういう条件があったときに初めて指定管理の利用料金制というものが意味を持つてくるわけでありまして。しかし実態はそのような実態にはなっていないと、とても利用料金で市民文化会館が運営できるような実態ではないと。したがって、指定管理料を出して管理をしていただいているというのがその実態であります。

そういうことからいきますと、指定管理を利用料金制ですするというようなこと自身が考えなければならないと、状況に合っていない指定管理制度であるということになるかと思えます。

しかし、この論は今提案してる内容とはまた別なことでございますので、棚上げして下さって結構ですが、指定管理制度とは何かということの内容に触れるので、説明をさせていただきました。

そして次に、平成21年度の伊藤倫文さんという弁護士の、豊田市包括外部監査人さんの資料をぜひ御覧になっていただきたいと思うわけでありまして。平成21年度豊田市包括外部監査結果報告書、豊田市包括外部監査人、弁護士、伊藤倫文、ページ数75ページから77ページでございますが、「本来、委託業務、指定管理業務の対価であるはずの委託料、指定管理料が増減してしまう結果となり、その点疑問を感じざるを得ない。業務委託、指定管理の対価をまとめて委託料、指定管理料として支払う形の方が明瞭であるとは言えるが、一応課税庁の判断として人件費相当分を委託料でなく、補助金で支払う形式が求められているのであれば、人件費相当分の消費税分をあえて支払う形を取る必要もないと考えられるため、人件費相当分を補助金でなく、委託料、指定管理料に含めて支払わなければならないと考える必要もないと言える。」いわゆる弁護士さんの裁判における弁論の論文の書き調ですので、なかなか文章として理解し難いかと思いますが、簡単に言ってしまうえば、名古屋国税庁が認めたものやっぴいんじゃないかと、やんなさいよと、こういう具合に言ってるということです。監査人の一方の弁護士はこういう監査を出してる。

しかし、民間の委託をするというところの問題として、この人件費を除いた、下田で言えば1億6,000万円の指定管理料は、人件費を1億1,000万円除くと5,000万円のこの契約書だ

けでは全体が分かんないじゃないかと、1億6,000万円の全体が分かんない、その資料を見ただけでは全体が分かんないじゃないかと、こういう指摘があると、そこは疑問だと。それならば、契約書を次のように改善したらどうだという提案まで、この監査人はしているわけでありませう。

そして、現状はこの監査委員の指摘のとおり、豊田市はそういう契約書にしているということでございます。これを読みますと、甲は乙に対し、平成〇年度の指定管理料として、金〇〇円（うち、消費税及び地方消費税の額 金〇〇円）を支払うほか、本業務の遂行のため、補助金（予算額〇〇円）を交付をします。ただし、補助金交付額は、補助金交付決定及び変更決定によって確定するものとする。こういう契約書にすれば全体が把握できるんだから、何も問題はないではないかと、こういう具合にこの監査人は説明を頂いて、現在、豊田市はこういう形での契約書を結んでいるというのが、その実態でございます。

なお、下田市当局は、平成28年8月22日、下田市企画財政課長の復命書によりますと、この復命書資料がついてますので、ぜひそこを開けていただきたいと思ひます。復命書はナンバー6という、6番目の資料となるわけでありませう。そして復命書、平成28年8月19日金曜日から19日の一で行ってきたと、豊田の豊田市文化振興財団及び豊田市教育委員会にお邪魔したんだと、こういうことでありませう。公益法人、指定管理者への運営補助及び消費税の取扱いについての内容で、市長復命として御指導を願ったという復命となっているわけでありませう。

そして、ここには豊田市文化振興財団指定管理者、13時30分、豊田市民文化会館、対応者、総務課長の吉川さん、猿谷さんというんでしょうか、総務課長の築瀬さん等と会ってきたんだということは記されてまして、丸くしてあるところが大事でありませう。人件費分については、運営費として市より補助金を受け取っていると。職員329人のうち9人は市の派遣職員で、給与等は市から支出されており、福利厚生のみ財団が支出していると。総務部長1人、再任用雇用職員8人だと。そして、平成28年度の補助額は11億5,266万1,965円だと。11億円も人件費を補助でしてるんだと。したがって、1億1,000万円からの豊田市の場合は節税をしてるんだと、こういうことがこのことから明らかになっていようかと思ひわけでありませう。

ところが、市当局は、課長さん方は財団の運営について、指定管理により指定管理を受託している利用料金制を採用していないと、この豊田市の場合は。下田市の場合は利用料金制を採用しているんで内容が違ふんだと、こういうことを申し述べているわけでありませうが、これこそ全くの誤解、理解ができない、自己保身と、こういう具合に言わざるを得ないと思ひ

うわけであります。利用料金制というのは、市民文化会館で言えばいろんな出し物をして、1,000円の入場料だとしますと、10%ですと1,100円払うわけであります。そして1,100円のうち、この100円は市民の皆さんから預かったものですので、振興公社は市民から預かったものを、その100円は税務署に納めるということになるわけであります。ところが、この利用料金制を取っていなければ、1,100円は振興公社が一旦預かってはありますけども、そのお金は全て市に納めますので、市は非課税団体でございますので、市民から預かった100円分の消費税は払わなくてもいいと、1,100円をそのままもらえるんだと、収納できるんだと、こういう仕組みになってまいるわけであります。

したがって、利用料金制のその料金で賄い切れないような施設については、豊田市は利用料金制を取らずに歳入を市が受け取っているというわけであります。より一層、節税をしてるんだと。下田のようにやったにしましても、先ほど申し上げましたように、全体の経費から利用料金制、市民から頂いた費用は、1,100円のうち1,000円を取って、足りない分を市の指定管理料として頂いて運営をしているということでございますので、全くその内容は豊田市と比較して、この制度の違いがあるから下田はできないんだというような理論立ては全く間違っているということをおっしゃるを得ないと思うわけであります。232の2項において、人件費を補助金で出すことができるかどうか、それが妥当かどうかということの議論のみで税務署は判断をして、非課税対象として認めているというのがその実態でございます。

そして同じ242条の2項によって、下田市の現在の補助金要綱がつけられているわけですが、この補助金要綱はそれぞれのまとめた資料があると思いますが、総勢は負担金も含めて7億7,000万円ぐらいの補助を下田はいろんな団体にしております。これはこういう補助金を欲しいので、利用団体が申請をして、そしてチェックをして補助金を交付すると。午前中、商店街開国市の補助金の問題も出ましたけども、そういう仕組みで、申告をして、それに市がチェックして交付するという仕組みになってるわけです。

しかし、もう一方、そういう仕組みではなくて、指定管理料の人件費分を補助金として出したいですと、市のほうが、当局のほうがそういう具合にしたいですとという補助金の仕組み、明確にしてあるわけです。今の下田市の中でも人件費補助をしてはいけないと、ただし公益のものはいいという一項が入っているわけですけども、その部分をより一層明確にしている補助金交付要綱が豊田市や駒ヶ根市の場合は明確にしているわけであります。こういうものをつくろうが、つくるまいが、補助金で出すことはできるわけありますけども、明確にしていくという意味では、この豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱と、こういう

ものを参考にして、下田市もそれはつくっておくべきだと思うわけでありまして。そしてこれは、したがって、豊田市の協会や公社にのみ交付する交付金についての規定だということでもあります。ですから、公社のほうは補助金を下さいよと言って言うわけじゃなくて、市のほうが負担金的な意味合いで補助金を交付しますよ。その結果として、消費税は払わなくて済むようになるんですよと、こういう別立てになっているわけでありまして。

それで、先ほどから1,190万円にもなるんだと、その根拠はどこにあるのかということの説明を加えさせていただきたいと思いますが、手書きの受託管理一覧という、こういう資料がそこについていようかと思えます。31年度、2019年度予算と書いてありまして、市民文化会館、敷根公園、スポーツセンター、そして先ほど言った法人の管理というのは理事長や評議員の報酬費、賃金ということになります。そしてさらに、この3つに絞って説明はいたしますが、県のほうから、まどが浜の海遊公園を管理してほしいと、これは県から直接、下田市に来ております。建設課のほうで管理してほしいと。建設課で管理する場合には、これは消費税が付きませんので、当初はたしか450万円ぐらいで県は下田市に持ってきたわけがあります。しかし下田市は、これを自分の建設課で、このまどが浜の管理をせずに、公社にお願いをすると、公社さん、やってくださいよと、こういうことにしました。そうしますと、公社は課税団体ですから消費税分は上乘せしていただきませんと、消費税の分を自分で持ち出さなきゃなりませんよと、こういう事情を担当課長が話をしてくださって、県が再委託を認めるという決定をして、消費税を載せて契約をしてみると、これもちょっと余分な話になっちゃいますけども、棚に置いてと言いますが、そういう状態になってると。

それで、この3つの公募によらない施設につきましては、指定管理料がそこに書いてありますように、市民文化会館は7,562万7,000円だと、敷根は7,205万3,000円だ、スポーツセンターは2,146万4,000円だと、これらを合わせますと1億6,914万4,000円であると。そして施設の運営費については、それぞれ7,355万円、あるいは8,840万2,000円、2,198万6,000円であると、これらを合わせますと1億8,693万8,000円だと。どうして指定管理料よりも運営費のほうが多いんだというのは、先ほど説明しましたように、自ら入場料や使用料を取っておりますので、それらのものでこの部分のところの補填をして、公社としてはプラマイゼロと、こういう形の経理をしてるということになろうかと思えます。

そして、このそれぞれの施設運営費の中の人件費分が幾らになるかということが次に書いてありまして、施設管理費、施設管理費というのはいわゆる物件費に当たるところでございます。そして法人管理の負担金を含めまして、そういう数字になっているんだと。したがって、

人件費分は法人管理のところと人件費分を足し合わせますと、1億1,934万3,000円という数字になるんだと。この人件費分の1割、1,190万円が節税できるんだと、こういう説明をしているところがございます。

そして、その下に書いてありますのは、先ほどから何回も説明してまいりましたように、指定管理料がどのように今設定がされているのかと、施設管理費から利用収入へ自主事業の収入から支出を引いたものをまた引くという形ですから、公社が幾ら頑張っても指定管理料は、頑張れば頑張っただけ指定管理料が少なくなるという形で進められているわけでありまして、本来の意味での指定管理の体制になっていないということが言えるのではないかと思います。

しかし、先ほど言ってきましたように、公社でやる事業については税金対策はできると、そしてプロとして育てて、市民のために文化、体育を向上させることができるんだと。そして、それらのものは、ただ施設の管理としてあるわけではなくて一体のものとしてあるんだと、こここのところの理解が進みませんと補助金で出しているんだという理屈が全く分からないと、理論が分からないということになってしまうわけでありまして。

そして、これらの費用の実態的なものは、市民文化会館の管理に関する年度協定書、3か年を今、単位にした基本協定と、年度ごとの年度協定と、2つのものを持ってやっていると。そして現在は3か年で基本協定を、年度協定を1年ごとにやっているとという仕組みになっているわけでありまして。しかし、私が申し上げてますのは予算額を上げろとか下げろとかとやっているわけではなくて、指定管理料として委託料等を出しているものの人件費分を補助金に組み替えなさいよと、そして補助金で支出してあげなさいよとやっているだけですから、予算上は鉛筆をなめて出しどころをちょこっと変えるだけで、1,190万円の節税ができるということになってまいるわけでありまして。ところが3年区切りの基本協定が終わらないと、できるとかできないとか、これも議論にならない議論を私に言わせればして、この自らの市民に尽くすための財源を生み出そうという姿勢に立つのか、安泰を選ぶのかと、これだけのことではないかと思うわけでありまして。

そして、先ほど平成13年から17年まで、自分がその任にいたときにそういうことをやってきましたよというあかしとしまして、平成14年の収支予算書というのをつけさせていただいております。それを3枚はぐってまいりますと、一番最後のほうまではぐっていただきたいと思います。あずさ山の家とか、勤労福祉センターとか、当時、指定管理を受けてた爪木崎花園だとか、駅前広場だとか、3施設だけではない多くの施設があったということ

がそこで示されていようかと思いますが、その資料を見ますと、全く人件費がその予算に組み込まれていないということがお気づきかと思うわけであります。そして、それらの人件費は法人管理費としてまとめられているわけであります。法人管理費、報酬費、理事6人、評議員7人、市民文化会館は5人で運営するんですよ、プールは6人ですよ、都市公園は1人ですよと、ちゃんとそこに担当する職員の名前も出て、それらは補助金として受けていますので、法人管理のところでお金を1億4,000万円受けているという数字がそこで出てきてまいっていようかと思うわけであります。

それに対し、先日、皆さんが公社から頂いた、この資料を見ていただければ分かるように、人件費はそれぞれの施設の中に含まれてるといふ、そういう経理がされているわけであります。一番いいのは、平成14年当時の下田市と公社の契約書があって、それを添付すれば一番いいんですけども、会計等をお願いをしましたところ、そんな古いものの契約書は残っていませんよと、こういうことでございますので、それに代わるものとして平成14年当時の公社の決算書の写しを資料として添付をさせていただいたという内容になっているわけであります。

そして、次に平成30年4月1日から31年3月31日までの、皆さんのお手元にこれ配られていると思いますが、念のためにコピーをしてまいりました。それらの資料を見れば、そこに人件費が含まれている、施設の管理費用の中に人件費が含まれているということが明らかであろうかと思うわけであります。

さらに資料としまして、先ほど言った21年度の豊田市の監査委員の伊藤さんのところはずいぶんチェックをしていただきたいと思いますし、この平成26年度でちょっと古いですけども、駒ヶ根市文化財団決算総括表、決算表というのと決算総括表というのを皆さんのところにつけさせていただいております。ここを見ますと、駒ヶ根市も公益財団法人駒ヶ根市文化財団人件費補助交付要綱という要綱をつくって、明確にしているということでございます。これは短いですが読んでみますと、趣旨、この要綱は、公益財団法人駒ヶ根市文化財団（以下「文化財団」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、その運営及び事業に係る役員等の人件費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、駒ヶ根市補助金規則（昭和44年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めると。だからもう一つ、補助金要綱があるんだということがここで明らかと思いますが、さらにこういうものを、要綱をつくってるんだと。

そして、補助対象事業として、この要綱において、補助の対象となる事業は、文化財団運

営事業（以下「補助事業」という。）とし、補助の対象となる費用は、役員等の人件費とする。補助率は10割以内とすると、全額補助もあるよと、こう言っているわけでありませう。

市長は、文化財団の決算期に、必要に応じて規則第7条に規定する変更の手続を行い、補助金の額を確定するものとする。2、市長は、既に交付した補助金が前項で確定した額を超えているときには、期限を定めて確定額を超える部分の補助金を精算させるものとする。この要綱に定めるもののほか、第4条ですか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めると、こういう要綱をつくっているわけでありませう。

そして、駒ヶ根市の決算書がここについてませうので、その一番下を見ていただけると、一番分かりやすいと思ひませう。明細は文化会館、図書館、博物館、いろいろここにあるということが記されてるわけですが、指定管理料は5,494万4,906円だと、こうなっているわけでありませう。そして、市の補助は1億1,039万1,011円だと、両方合わせて1億6,533万5,917円であると。まさに下田市の振興公社と同じような規模の1億6,000万円の事業運営をしてる駒ヶ根市であるということとは言えると思ひませう。そのうち、この市の場合は補助金を1億1,000万円、人件費分を補助金で出してるんだと。したがって物件費は5,494万円、5,500万円ぐらいだと。5,000万円ですから500万円しか消費税は払っていないということになるわけでありませう。

こういう実態から見まして、私が皆さんに訴えさせて、この問題提起をさせていたひいておひませう節税対策は、地方自治法からひいても、消費税法からひいても、そして実際にやっひている実態からひいてもできるんだと、何らの疑問はないんだと私は確信をするものでござひませう。ぜひとも、国に1,190万円もの国税を消費税として納めるのがよろしいのか、そのお金を市民のために使うほうがよろしいのか、この判断を、なかなか専門的が知識が必要でありませうので、監査委員の皆さんに監査をしていただこうと、こういう議案でござひませう。これさえ否決をしようというようなことになるれば、皆さんの議員としての責任が問われると、市民の立場に立って議員活動をしてるのかどうなのか、こういうことを大きく問わざるを得ないと私は思ひませうのでござひませう。

ぜひとも私の話した内容を御理解頂き、御賛成を頂ひませうようお願いを申し上げるものでござひませう。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許ひませう。

7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 実効性の話をちょっと伺います。あくまでも消費税は国税でありまして、当局に一応いろんな話を伺ったところ、要は税務署ですよね、税務署の方々は結果論でしか見解を明らかにできないという返事をもたらてるというふうに漏れ聞いてます。果たして監査委員さんがこの件に関して、見解がどうのこうのじゃなくて、ストレートに税務署の判断を頂ければ済む話ですよね、要はそういうことです。果たしてこの監査委員さんが税務署へ行って、調査というか、実効性があるのかどうなのか、ちょっと私、疑問なもので、どういう、実効性あるのかどうなのかということをまず1点伺います。

それから見解を明らかにしてほしいんですが、必要な措置とありますけれども、必要な措置とは何ぞやです。お答えください。

それから豊田市と、もう一つどっかの自治体が、人件費について消費税を負担してないということではありますが、ここの公社自体、消費税の申告をやってるんですか。

〔「やっています」と呼ぶ者あり〕

○7番（滝内久生君） それで何ら問題、指摘されてなかったということでしょうか。ということでは。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 税務署に聞けば分かることではないかという御質問が第1点目かと思えます。そういう質問でよかったですよね。この点は、御案内のように、所得税も消費税も申告制度でございます。税務署に聞いて、私はこういう申告をしようというような類いのもものではございません。自ら自分はこのだけの所得があったと、このだけの契約をしたので、このだけの消費税を払いますと、こういう仕組みになっているわけです。申告制度ですから、税務署にこれが節税になるかという具合に聞いても、それは申告してくださいということしか言わないというのが実態だろうかと思います。自分が税務署職員になったら、そういう答弁をよこすだろうと。そして現実的に豊田市や駒ヶ根市、今、私は2つしか挙げてませんが、数は少ないかと思えますけど、そういうことを具体的にやって、この監査委員も明らかにしてますように、名古屋国税局は正々と認めているということでもあります。

2点目として、必要な措置ということの問い、質問の意味合いが十分理解してませんのと、当たってるかどうかはあれですけども、消費税を払わなくて済むのは市のほうでございます。実際の申告義務は市がやるわけではありません、市は非課税団体ですから。これを受けた振

興公社がその申告をするわけです。ですから、市からの消費税は振興公社が一部国税として預かってるという形になるわけです。そして納税義務者である振興公社が申告をするという形になります。したがって、物件費の5,000万円についての500万円の消費税については申告をして払うという形になるわけです。1,100万円は物件費ではなくて、人件費の補助金として出せば、人件費、給料というようにみなされますので、給料は今日皆さんがお手元に、井上さんだかが研修したところにお配りになった資料にも書いてあると思いますが、消費税の対象外の支出ということになってまいるわけであります。

ですから、その部分は公社の課長さんは、市がそういうことをやってくだされれば、私は申告しますよと、何ら問題ありませんよと、公社の担当課長さんはそういう答弁をよこしてるわけです。むしろ補助金で市が支出してくださったほうが、私たちはいろんな面で効率的な運営ができますので、ぜひそうしてくださいと、市民のためにもなるし、私たちの運営の効率化のためにもいいことだと私は思いますと、こういう答弁を頂いているところでございます。

それから、このことは申告制度ですから、1つは、一番いいのは、すぐに当局が取り上げて申告してくださればいいですよ、補助金にやって、申告してくれば結論はすぐ出るんです。ところが重加算税を取られるんじゃないか何かと心配ばかりして実際はやらないというのが、その実態になっているわけです。この市と国税の関係からいって、申告が間違っている場合は修正申告をすればいいんであって、すぐに重加算だとか何とかというような話になるなんてことはあり得ないことであります。

それから、当局が出してきました、ちょっと今、そちらへ置いてきちゃったもので分からないんですけども、修正申告をどこだかの市がさせられて、重加算税を取られてますよという資料が皆さんのお手元に、何人かのお手元に。

〔発言する者あり〕

○13番（沢登英信君） いや、配られていると思います。

〔「具体的に……具体的に何だということを……」と呼ぶ者あり〕

○13番（沢登英信君） 必要な措置については、指定管理料の人件費分を補助金の項目から支出をしてくださいと、これだけです。これだけです。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 実際に監査委員さんが、してくださいという話じゃなくて、監査として当局にそういうことを求めていくのかどうなのかとか、いろんな具体的な方策があると思

うんですけど、そこを教えてもらいたいということです。

それから、豊田市の振興公社、申告してるんですか。それ、確かめました。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 確かめてください、申告してます。

監査委員に何を求めるかというのは、今、議案でる説明を申し上げてまいりました。私はこういう考え方、理解で、これはできるんだと、こう言ってるわけですから、それができるかどうかを再度、税法や地方自治法に照らして監査をしてくださいということになるかと思えます。

ですから、それは法の理解が、沢登の理解が妥当かどうかを監査していただくということになりますので、出された監査が不服であれば、それは法理論としてお互いに意見交換ができるということになってまいろうかと思えます。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 監査委員の見解を求めるのはよろしいかと思えますけれども、その後、じゃあ沢登さんの主張してる、このとおりだよという話であった場合に、具体的に監査委員事務局、監査委員はどういう行動を期待してるのか。必要な措置を取られたいということは、何らかの当局への意見書を出すとか何とかという話になると思うんですけども、その辺はどういう形で出すのか、それをさっきから問うてるわけです。ほかのことはいいですから、それだけ答えて。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 分かりました。どういう形で出すかというのは、基本的に監査委員が最終的には決定することだと思えますが、私としての要望は、先ほど言いましたように、指定管理料の人件費分は補助金で支出するような仕組みを当局に求めると。そうしますと1,190万円の支払いを振興公社に払う必要がありませんので、その費用を市民のために利用していただくと、こういう予算を組んでいただければ、大変ありがたいと思えます。

お答えが不十分かもしれませんが。

○7番（滝内久生君） 不十分です。

○13番（沢登英信君） どこが不十分か御指摘頂ければ、御説明申し上げたいと思えます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 議会の権限ということで質問をさせていただきたいと思います。

ただいまの地方自治法第98条第2項、監査請求権ということで、監査請求権につきましては、検査権に基づく書類の検査では不十分と判断されるときに、監査委員に対して実地で監査を行うよう請求をする権限。また、これは解釈の中でございますが、市の事務が市議会の議決どおりに執行されているかを検査する権限というふうに認識しております。そうなりますと、平成29年度に議会で議決しました債務負担行為、これは指定管理者への基本協定等含まれます。また令和元年度の予算に対して、議会としては当然決議しておりますが、委員会及び本会議の中で、この消費税の部分について議論がなされたかどうか、お教え頂きたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 残念ながら私の記憶では、委員会の中で議論した記憶は定かでない。一般質問の中では質問を何回かさせていただいております、本会議の中で、委員会ではなかったかと思えます。

それから、98条の2項の検査権は、予算を認めたんだから、その予算にない措置を検討すると、だから監査委員に求めるのは妥当ではないんでないかと、こういう御意見かと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか、質問の内容は。

○1 番（江田邦明君） はい。

○13番（沢登英信君） そういう議論が成り立つとすると、こういうようなほかの節税の方法がありますので、それを検討してくださいということを、専門のそういうことにプロであると思われる、制度上、監査委員に委ねることはできないと、こういうことになってしまうので、それは法が定めている趣旨と私は違うのではないかと思うわけです。既に議会で決めたことを、決めたとおりにやってるかどうかを監査を求めるということではありませんで、当局はやっていることとはもう一つ別の節税というやり方があるんじゃないですかと、こういうことございますので、それは予算を議決したしないに関わらず、その方法の市民のための節税の方法については研究をしていただく、監査をしていただくということは、私はできるのではないかという具合に思います。

そして第1項の議会の調査権がまずあって、第2項の監査権があると、こういう具合にお考えのようでございますけども、私はやっぱりどっちが先で、どっちが後だというようなこ

とはないんではないかと。それぞれの、特別委員会をつかって、議員の皆さんが、13人のうち6人なり7人が特別委員になって、これはどうかと、研究会をして議論するのも1つのやり方かとは思いますが、このような自治法や税法に関わるようなことは、専門の監査委員さんにまず監査をしていただくと、見解を聞くということのほうが妥当性が強いんじゃないかと。そして、その理論的なものはここにきっちり出しているわけですので、沢登が言うところのここらの資料や議論が間違いがあるのかなのか、監査委員が監査をしていただければ、たちどころに結論は私としては出るんじゃないかと、23日までに十分できることだと、こういう具合に考えるわけであります。

○議長（小泉孝敬君） 1番 江田邦明君。

○1番（江田邦明君） 御答弁のほう、ありがとうございます。

あと2点ほどお願いをいたします。

監査請求権の中で、外部監査という方法もあるかと思いますが、そちらの件、どうお考えか、教えていただきたいと思えます。

あと、当然、令和2年度予算の中でも、指定管理料というところで同じような金額が出てくると思いますが、令和2年度予算の議決権行使の中で、そういった議論、どうお考えか、両委員会に関わってくる指定管理料あると思えます。そういった部分について、この監査請求権とは別に予算の中でも議論を進めていくかどうか、お教えください。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 答弁が後先になりますけども、当然、新年度予算で私はこの問題提起をしておりますので、そういう議論を本会議、あるいはまた委員会でもしていきたいと、こういう具合に考えております。前回まではいろいろこの理屈といいますか、私の考えを言ってくだされれば、当局は取り上げてくれるだろうと、こういう好意的に考えておりましたけども、平成18年から今日まで、当局は残念ながらそのそぶりはないと、しかもグレーゾーンだというような答弁まで頂いている現状の中では、やはりこのとききっちり理論的な対決をして、どちらの考えが正しいのかということを確認にしたいという、こういう気持ちでおります。

それから外部監査はどうかというのは、これは議会の持っている権限というよりも、当局が外部監査にするかどうかを持ってる権限が大きいんじゃないかという具合に思うわけです。議会の中での議員選出の監査委員が1人おりますので、これは議会で議論されたことの課題

を監査に反映をしていくということだろうと思うんです。そういう意味からいえば、議会で私は一般質問でやってますけども、大川監査委員や、その前の監査委員の方も残念ながら取り上げていただけなかったもので、議案として出さざるを得ないという、こういう判断をしたということでございます。

外部監査については大変、手間とお金がかかるという事情がもう一方であろうかと思いません。監査の方法としては、外部監査にするということはそれなりの意味合いがあらうかと思えますけども、そこら辺の判断は当局及び議会全体で外部監査にするのがいいのかどうなのか、議論を進めていく必要があるのではないかと、こういう具合に思います。

下田ぐらいと言っちゃ失礼ですけど、ぐらいの自治体で外部監査をしている自治体というのはほとんどないというのが実態ではないかと思えます。

○議長（小泉孝敬君） ほかに質疑はありませんか。

3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） 指定管理料を人件費を補助金で出すことですが、この先、もしそれが可能となったときに、他の自治体でもそういうことが起きてくる可能性があると思うんですけれども、その点、沢登議員は、例えば他の自治体で広がって行って、全国でも広がっていったことを望んでるのでしょうかというのが1点と。

あと、もしそういうふうに補助金で賄われて、消費税が浮いたとして、それで進めていった場合に、その浮いたお金があるんで、もうちょっと例えば振興公社のいろんなことをやっていくことができると思うんですけれども、それをやっていった後に、もしそれがいけなかったということがなったときに、そのお金はどうするのかなというのが心配があるんですけれども。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 同じような公益財団が同じような節税対策をしていったらどうするんだということにつきましては、私はむしろそういう具合になっていったほうが、それが妥当だと、こういう具合に思います。公の施設を管理してるにもかかわらず、消費税が課税されるという、この考え方のほうが消費税の課税をするという税法の趣旨に合っていないと、こういう具合に思うわけです。なぜなら、この公社ではなくて、市が直営でやれば、市は非課税団体ですから、全くそういうものは、消費税は払わなくて済むわけですね。ところが市

がつくった振興公社ですから、市と同じような仕組みの中で、しかも市の公の施設を管理しているにもかかわらず消費税を払わなきゃならないというのは、これは理屈に合わない、こういう思いで、平成13年のときに佐野会計の、下田の公認会計士に相談をかけて、先ほど言いましたように、私は消費税が課税されなくて済む人件費補助の仕組みで17年までやってきたと、こういうことをございますので、下田と同じような状態のところがあれば、もっともっと節税対策をしていくべきであろうと、そしてその費用は市民のために、自らの自治体で使うことができるということのほうがよりいいのではないかと、こういう具合に思います。

そして、そんなことがどっかでチェックされて、脱法行為じゃないかと、違法じゃないかと、こう言われたらどうするんだと、こういう御質問かと思えますけども、豊田市はいつからやってるかというところの問題があるわけです。ちょっとはっきりしませんけども、古くからやってるわけです、平成5年から以上やってまして、この資料を見ますと古くからやっていて、そんな重加算税だとか追徴課税を受けたなんていうような実績はないわけです。駒ヶ根市も同様であります。ですから、そういう意味では、私は100の議論よりも1つの実践のほうが大変大きな重みがあるんだと。そして国税庁はそのことを認めているんだと、現実にやってるところがありますよと、これが何よりのあかしであって、重加算税や、これは脱法行為だから税金をかけますよとというようなことはない。

それから、先ほど途中で言って、読みましたけども、当局が出しました、どこでしたっけかな、資料ちょっとありますよね。そこがこの重加算税が取られたとか何とかという資料が何人かの議員さんにお配りされてると思いますけども、それは下田市と同じような人件費を含んだ協定書を結んでいて、人件費分はこの人件費は非課税だから、自治体としてその消費税は上乘せしませんよと、振興公社に払いませんよというようなことをしたので、それは違法行為ですよと、そういう契約の仕方では人件費補助ではないから、その税金は払いなさいよと、そんなことを5年前だかまでさかのぼって返還しなさいと行って税務署に要求したみたいですけど、税務署のほうは、そんなのは駄目ですよと、税金を頂くんですよと、こういう結果になったということでありまして、私が言っている内容と違うケースを持ってきて、これは重加算税が課税されてるんだと、沢登のようにやると、とんでもないことになる、こういう論というのは全くまずいんじゃないか、当たらないと、私の言ってることに当たってないと、こういう具合に思います。

長答弁になって恐縮ですけど、御理解頂いたでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） 沢登さんの言ってることも分かるんですけども、今のこの佐野会計の会計士さんが、それはちょっと無理だということをおっしゃったんですけども、前はよくて、今になると駄目になってるという理由がちょっと分からないんですね。沢登さんは税理士でもないんで、本当に大丈夫と言っても、もしかしたらそれ、どうなるかというのは我々はプロじゃないんで分からないんですね。沢登さんが幾ら大丈夫、大丈夫と言っても、プロの方がどうかなと言ってるものが果たして大丈夫なのかなというのが正直なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 先ほど私が言いましたのは、当局と自分の姿勢の違いを言ったわけです。私は佐野さんに相談をして、佐野さんの言うことを根拠にして、これはできると、妥当なやり方だという判断をして、そういう申告を平成13年から17年ぐらいまでやりましたよという、こういう話をしたわけです。ところが当局は、佐野さんを頼りにして一緒に豊田市まで行ったようでもありますけども、その佐野さんの弁を根拠にしてグリーゾーンだという言い方をしたと、こういうことを言ってるわけです。だから、これは姿勢の問題だと、市民のために節税をして、その税金分を使おうというのか、自分の保身のためにグリーゾーンがあるよという心配をするのかと、こういうことじゃないかということをおっしゃったわけでもあります。

そういう意味で、それなら、じゃあ佐野晃一さんはどういう具合に言ったのかということをお聞きしますと、基本協定は3年で今やっていると、ですからこの3年が終わらないと、沢登が言うようなことを途中でやるのはいかがかと思うと、こういう御意見を言ったということです。だから、これは決定じゃなくて、会計士としての御意見であって、沢登が言うようなことができないという意味で言ってるのではなくて、時期を検討したらどうかということをおっしゃっているだけで、会計士さんはそれは税務署とつながってるわけですから、税務署にもいい顔しなきゃなんない、納税者にもいい顔しなきゃなんないという事情は、佐野晃一さんと話したわけじゃないから分かりませんが、一般論としてはあるんじゃないかと思えます。

そして私が言ってますのは、基本協定が3年であっても、今言ったように、内容が根本的に変わるわけではなくて、当局の支出の仕方を、補助金で一部出す、一部は委託料といいますか、指定管理料で出すということをおっしゃるだけのことでおっしゃるから、この予算上は鉛筆をなめて書き換えるだけですから何てことはない。そして、よっぽど心配なら1,190万円の税金

分を取りあえずは使わずに、予備費に置いてけばいいということだけだろうと思いますので、そんなものはすぐに1年後には結論が出てくると。沢登の言うとおりにか言うとおりにじゃないかというのは結論が出てくると思いますし、監査委員にお願いしてますのは、実践ということよりも、法理論上、沢登の言うことが成り立つかどうか、成り立たなければ、こうこうこういうところで成り立ちませんよという指摘を頂ければ、そこで議論をすることができるということになろうかと思います。

○議長（小泉孝敬君） 3番 鈴木 孝君。

○3番（鈴木 孝君） 姿勢の問題だということをちょっと沢登議員、おっしゃったんですけども、当局も市議会議員も、その姿勢で言えば、消費税はどうにか浮かしたいなと、払いたくないなという姿勢はないわけじゃなくて、真剣に多分思ってると思うんですね。そこだけは勘違いしないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 提出者に申し上げます。ここで休憩したいと思います。

3時25分まで休憩します。

午後 3時11分休憩

---

午後 3時24分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

御苦労さまでした。提出者は自席にお戻りください。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

○5番（矢田部邦夫君） 反対の立場で発言させていただきます。

今まで行ってきた方法が違法と言うなら改めるべきと思いますが、人件費を除いて契約する方法を税務署が脱税と判断するか、節税と見るかは分からないことです。

また、市役所は税を頂いて仕事をすることで、1つの間違いがあってはならない組織が、脱税の疑いが少しでも考えられる行為は避けるべきだと思いますので反対いたします。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 沢登議員、黙ってやってください。

次に、賛成意見の発言を許します。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

○9番（進士濱美君） 反対意見が出ましたので、私はじゃあ賛成の立場から意見述べさせていただきます。

今、矢田部議員から反対の意見の理由が述べられましたけども、私自身も賛成側の立場といたしまして、提出者であります沢登議員から、かねてよりこの問題につきましては、ここ四、五年、伺ってまいりました。今回、改めてこの文書を、まず監査委員、手元にごさいます順番として、監査委員の方に、くぐもっているのであれば、見解が分かれるのであれば、まず監査委員からイロハのイの字として御意見を頂きたいと、第一歩として今回、この提出になりまして、私もそれについて賛成をしたという次第でございます。

細かな理由につきましては、既に沢登議員のほうから出ておりますので。しかしながら、税務上の問題というのは非常に分かりにくいです、私も非常に分からないところは多々あるんですけども、しかしながら、沢登議員が13年から17年、かつて振興公社の責任者として具体的に自ら実践をしてきて、4年間それが通ってきたと、税務署も通してきたという実践があります。かつ今お話に出ております豊田市、それから駒ヶ根市、両方とも数は少ない自治体ではございますが、実践的に通っている中で、果たして皆さん、まだ完全に分かりにくい中でいいのかという非常に疑問があると思います。鈴木議員からも非常に心配する御意見が出ましたけども、これは総務課としてもそうだと思いますが、しかしながら、あくまでこれ、じゃあどうしたらいいかといいますと、答えを出すのはもう税務署しかないということ

でございます。税務署というのはあらかじめ、全くA、B、CのAレベルのことは手引書なり、案内、ガイドしていただけますが、今回の件につきましても、沢登議員は既に税務署を訪問いたしまして、既に具体的な話をしてきたというふうに向っております。かつ答えを出していただけなかったというのがございまして、実は税務署というのはそういった部分がございます。私も20年前に、事業をやっているときに、進士さん、実は今年からこういうルールが実践適用になりましたので、この書類を出してくださいと。従来10年間やってこなかったことがいきなり出された覚えがあります。税務上の法律、あるいはルールというのはたくさんございまして、本来ならグレーというのはございませぬ、全てが分けられてるわけです。それが実際に適用するかしらないかの問題なんですよ、棚上げされてるんですよ、ルールというのは。今回も実は非常に少ないケースだと思います。今、聞くところによると、駒ヶ根と豊田と2市レベル、調べればあるかもしれませんが、そういった少数の事例につきましては、税務署もなかなか答えてくれないんだろうという実情、私も経験から察します。

よって、これ修正申告等ございませぬので、思い切ってやってみましょうと、1,190万円、大きな金額なんです、これが100万円であろうと、10万円であろうと、公金につきましてはしっかりと丁寧に、公明に、盛大に使っていくというあかしでもございます。

よって、これ、チャレンジしましょうよ。ということで、私は立場といたしまして賛成したいと思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立少数であります。

よって、発議第1号 下田市振興公社の人件費補助による安定的経営と消費税の節税となる取り扱いを求める監査請求は否決されました。

---

○議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

なお、この後3時45分から各派代表者会議を第1委員会室で開催しますので、代表者の方はお集まりください。

御苦労さまでした。

午後 3時32分散会